

令和二年秋田県議会第一回定例会会議録

第二号

議事日程第二号

令和二年二月二十日（木曜日）

午前十時開議

第一、一般質問（代表質問）

議事日程第二号の二

令和二年二月二十日（木曜日）

午後四時四十五分再開

第二、議案第一〇九号 令和元年度秋田県一般会計補正予算（第六号）

第三、議案第一一〇号 令和元年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担の変更に

第四、議案第一一一号 令和元年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担の変更に

第五、議案第一一二号 令和元年度林道事業に要する経費の一部負担の変更に

第六、議案第一一三号 令和元年度都市計画事業に要する経費の一部負担の変更に

第七、議案第一一四号 令和元年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担の変更に

第八、議案第一一五号 令和元年度港湾事業に要する経費の一部負担の変更に

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十二名

一	番	小野一彦	二	番	松田豊臣
三	番	鳥井修	四	番	宇佐見康人
五	番	住谷達	六	番	児玉政明
七	番	小山緑郎	八	番	鈴木真実
九	番	薄井司	十	番	加賀屋千鶴子
十一	番	吉方清彦	十二	番	佐々木雄太
十四	番	鈴木健太	十五	番	佐藤信喜
十六	番	今川雄策	十七	番	鈴木雄大
十八	番	加藤麻里	十九	番	佐藤正一郎
二十	番	三浦茂人	二十一	番	小原正晃
二十二	番	沼谷純	二十三	番	高橋武浩
二十四	番	佐藤雄孝	二十五	番	北林丈正
二十六	番	竹下博英	二十七	番	石川ひとみ
二十八	番	東海林洋	二十九	番	渡部英治
三十	番	原幸子	三十一	番	工藤嘉範
三十二	番	近藤健一郎	三十三	番	加藤鉦一
三十四	番	佐藤賢一郎	三十五	番	小松隆明
三十六	番	石田寛	三十七	番	三浦英一
三十八	番	土谷勝悦	三十九	番	柴田正敏
四十	番	川口一	四十一	番	鶴田有司
四十二	番	鈴木洋一	四十三	番	北林康司
十三	番	杉本俊比古	一	名	

出席議員

四十二名

地方自治法第二百一十一条による出席者

副	副	知	四十二番	鈴木洋一	北林康司
知	知	事	四十番	川口勝悦	鶴田有司
事	事	事	三十八番	土谷勝悦	柴田正敏
川	堀	佐	三十六番	石田寛	三浦英一
原	井	竹	三十四番	佐藤賢一郎	小松隆明
誠	啓	敬	三十二番	近藤健一郎	加藤鉦一
	一	久	三十番	原幸子	工藤嘉範
			二十八番	東海林洋英	渡部英治
			二十四番	佐藤雄孝	石川ひとみ
			二十二番	沼谷純人	北林丈正
			十八番	加藤麻里	高橋武浩
			十六番	今川雄策	小原正晃
			十四番	鈴木健太	佐藤信喜
			十一番	吉方清彦	佐々木雄太
			九番	薄井司郎	加賀屋千鶴子
			七番	小山緑郎	鈴木真実
			五番	住谷達	児玉政明
			三番	鳥井修彦	宇佐見康人
			一番	小野一彦	松田豊臣

●議長（加藤鉦一議員） これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

警察	教育委員会	財政	総務部	出納局	建設部	産業労働部	農林水産部	生活環境部	健康福祉部	観光文化スポーツ部	あきた未来創造部	企画振興部	総務部危機管理監(兼) 広報	総務部
本部長	教育長	課長	次長	局長(兼)	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	監	部長
久田誠	米田進	神谷美来	神部秀行	赤川克宗	小林賢太郎	妹尾明	齋藤了	高橋修	諸富伸夫	佐々木司	湯元巖	草薨作博	渡辺雅人	名越一郎

議長 報告 (朗読省略)

一、地方公務員法第五条第二項の規定により次の議案について人事委員会の意見を聞いたところ、別紙(二月十七日付)のとおり回答があった。

議案第六〇号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

議案第六四号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

一、二月十四日、次の委員長から請願取下許可報告書が提出された。

請願第四号 総務企画委員長

人委 一五七五

令和二年二月十七日

秋田県議会議員 加藤 鉦一様

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

条例案に対する意見について(回答)

令和二年二月十四日付け議事一四四一で求められた条例案に対する当委員会の意見は、次のとおりです。

議案第六〇号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

(意見) 本条例案の内容は、会計年度任用職員のサービスの宣誓を、任命

権者が任用形態等に応じた方法で行うことができるように、所要の規定の整備を行うものであることから、適当と考えます。

議案第六四号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

(意見) 本条例案の内容は、給料を支給される非常勤の職員について

公務上の災害等に係る補償基礎額を定めるため、所要の規定の整備を行うものであることから、適当と考えます。

●議長(加藤鉦一議員) 日程第一、一般質問を行います。

二十六番竹下博英議員、二十九番渡部英治議員、四十一番鶴田有司議員、二十番三浦茂人議員、四十番川口一議員、三十六番石田寛議員、二十五番北林丈正議員、十一番吉方清彦議員、十五番佐藤信喜議員、十二番佐々木雄太議員、二十二番沼谷純議員、八番鈴木真実議員、以上の十二名から一般質問主意書が提出されております。

本日は、二十六番竹下博英議員、二十九番渡部英治議員の代表質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(加藤鉦一議員) 御異議ないものと認めます。まず、二十六番竹下議員の発言を許します。

【二十六番(竹下博英議員)登壇】(拍手)

●二十六番(竹下博英議員) おはようございます。自由民主党会派の下でございます。本日は自由民主党会派を代表して質問をさせていただきますが、このような機会を与えていただきました皆様に、まずは感謝を申し上げます。

まずはじめに、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

佐竹知事が初めて知事に当選したのは、二〇〇九年の四月十二日のことでありました。当時の新聞を見てみますと、佐竹知事はインタビューに答えて、「若者が地域に残れるような産業を興すことが少子化対策につながる。現状を把握するため、情報収集を進めたい」と述べておられます。以来、知事は、その施策実現のために早々と「ふるさと秋田元気創造プラン」を立ち上げ、現在も「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」として継続中であり、それも今年が折り返しとなっております。しかしながら、人口は知事就任以降も毎年一万人以上減り続け、いまだに歯止めはかかっておりませんし、出生数も昨年は五千四十人と、五千人を割るのも時間の問題といえるような状態であります。一方、知事は二〇一一年には体調を崩され、しばらく入院を余儀なくされましたが、

その後見事に復帰を果たしました。また、三年前の大雨による災害時には、県外のゴルフ場でプレー後に飲酒したために翌朝県庁に戻ることができず、危機管理への対応の甘さを指摘されたこともありました。

思えば、様々なことが去来するこの十一年間でありますが、三期目の任期も残すところ一年余りとなってしまいました。知事におかれましては、この十一年間を振り返って、佐竹県政を検証するとすれば、どのような思いがおりでしょうか。また、その上で、四期目があるのかどうかは私にはわかりませんが、少なくとも三期目の任期はあと一年余りです。残りの任期は何を重点的に仕上げていくおつもりなのかをお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症への対策について、お伺いをいたします。

昨年末に中国で発生した新型コロナウイルスによる肺炎は、その後も感染拡大が止まらず、今や全世界に大きな不安をもたらしております。日本においても、チャーター便での帰国者やクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」に乗船した客を中心として、二月十九日現在は七百五人の感染者数がありますが、まだ増えるだろうと予測されております。県内ではまだ感染者の報告はありませんが、県は先月三十一日に、新型コロナウイルスについての情報を共有する「危機管理連絡部」を設置し、その後、今月七日には「危機管理対策本部」に体制を引き上げております。

新型コロナウイルスにはまだまだ不確実な要素が多く、そのための不安が高まっております。いたずらに危機感をあおめることは戒めなくてはなりません。正しく怖がるためには正確な情報が必要であります。予防や治療をはじめ、感染した場合の対処の仕方や受入れ可能な病院など、きめ細かな情報発信が求められると思います。県としての対応をお伺いいたします。

一方、中国からの観光客は、二〇一九年には九百五十九万人で、訪日客の約三〇％を占めておりますが、先月二十七日に中国政府が団体旅行

を規制したことにより、その数は激減をしております。既に多数のキャンセルが出た宿泊施設やテーマパークがあり、この先もこの影響の拡大が懸念されております。特に地方においては、旅行や土産物店など観光業には経営基盤の弱い中小企業が多いことから、その影響が大変心配されております。県としても、県内における実態を把握することに努め、経営におけるアドバイスや人的支援、緊急融資などの経済支援も検討すべきだと思いますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、イギリス・アシヨアについてお伺いをいたします。

我が国が他の国から攻撃や侵略を受ける可能性が「ゼロ」であるならば、イギリス・アシヨアは必要ありませんし、また、自衛隊そのものも必要ないこととなります。しかし、その可能性がわずかでも、〇・一％でもあるとすれば、国としてそれを防ぐために万全の処置をするのは、極めて当然であります。

今、我が国を取り巻く状況を見ても、太平洋戦争後のどさくさに紛れて、我が国の領土である北方領土を不法に占拠しているばかりではなく、その返還の意思を示さず、交渉のテーブルにもつこうとしない国があると思えば、その隣には、尖閣諸島が我が国の領土であるにもかかわらず、公船が領海侵犯を繰り返す国があり、その隣には相も変わらず核開発に血道をあげる国があるかと思えば、またその隣には、大統領が代わるたびに国と国との約束を破棄する国もあります。このような我が国の置かれた状況を考えるとき、イギリス・アシヨアは必要なしという意見に、私はくみするわけにはまいりません。

他国からのミサイル攻撃について、イギリス・アシヨアの配備が有効であり、そして地政学上、日本全体を守るには、その配備場所が北の秋田県と南の山口県が最適だとすれば、それは容認できる範囲の話であると思います。しかし、その配備によって住民の皆さんが不安を覚えるというのであれば、それを軽減し、あるいはなくするための調整努力をするのもまた国の仕事であり、それは首長や議会の役目でもあると思います。

ですから、本議会は昨年の六月議会と九月議会において意見書を提出し、イージス・アショア配備においては、特定の地域ありきではなく、ゼロベースで公平な観点から、調査、検討を行うことを要望し、県民の様々な不安や懸念の払拭に向け、住民の安全を最優先した候補地の選定を強く要望したのであります。それを受け、今、防衛省は全くのゼロベースでの調査を行っているところであり、さきの佐竹知事と防衛大臣との会談の中でも、大臣は「全くのゼロベースで調査をし、住宅密集地からの距離も重要な要素である」と発言したとされておりますし、今月十二日に行われた自民党秋田県連の要望にも同様に答えております。

そのように、今調査が継続中のさなかにおいて、県内の一部地域を指して、そこだけは配備候補地から除外せよという意見に私は同調できません。秋田にイージス・アショアの配備はなくなったけれども、日本にミサイルが撃ち込まれたということは断じて避けなければなりません、また、国土防衛という名目のもとに、一部住民が不安におののいて生活することもまた容認できる話ではありません。まずは、防衛省の調査結果とそれについての説明を聞いて、日本という国の平和を守るために、秋田県がどのような協力ができるのか、私たちが秋田県民であると同時に日本国民として、平和を守るために何ができるのかということを考えるべきだと思いますが、知事のイージス・アショアについてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、知事はイージス・アショアの新屋配備について、昨年十二月二十三日の定例記者会見の中で、「新屋配備をなくすように頑張る必要がある。政治生命がかかる」と発言したとされますが、その真偽についてお伺いをするとともに、その発言の真意についてもお聞きしたいと思っております。通常は、「新屋配備を止めることができなかった場合は、責任を取る」というように解釈されるわけですが、もしという前提ではありませんが、どのような責任の取り方をなさるおつもりなのかお伺いいたします。

次に、障害者雇用について、お伺いをいたします。

一昨年、中央省庁において障害者雇用の水増しが発覚して以来、障害者雇用の達成率に関心がもたれるようになってきたのは御承知のとおりです。まずは県内の民間企業における障害者雇用の現状であります。令和元年六月現在において、雇用率は二・一四％となり、過去最高の水準とはなつたわけでありますが、法定雇用率の二・二％には届きませんでした。その内訳を見てもみますと、従業員一千人以上の大企業の雇用率が二・六〇％と、法定雇用率を上回つたのに対して、従業員四十五・五人以上百人未満の企業の達成率は一・八二と下回っております。法定雇用率を達成できなかった企業は、三百三社で、そのうち百八十三社は障害者を一人も雇用しておりませんでした。県としては、この現状を踏まえ、未達成の企業の相談に乗るなど、障害者雇用率の達成に向けて、秋田労働局などと協力しながら、積極的に指導に当たるべきだと思いますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、地方公共団体としての秋田県における障害者雇用率についてお伺いいたします。

さきに述べた一昨年八月の時点では、秋田県の知事部局、警察本部、そして教育委員会とも法定雇用率は達成されておりました。その後一年近く経過した令和元年六月現在の雇用率を見てもみますと、知事部局と警察本部は法定雇用率二・五％に対して、知事部局が二・五六％、警察本部が一・八七％であり、知事部局は法定雇用率を満たしておりますが、警察本部は届いておりませんでした。県教育委員会は法定雇用率の二・四％に対して、二・〇九％でありました。

そこでお伺いしますが、知事は、この数字が表す状況をいかがお考えでしょうか。警察本部や教育委員会は知事が直接関与する組織ではないかもしれませんが、知事は全てにおいて、県のトップリーダーであり、法令遵守の観点から積極的に指導すべきだと思いますが、知事の所見をお伺いをいたします。

次に、教育長にお伺いいたします。教育長は県教育委員会における障害者雇用の現状について、いかがお考えでしょうか。時あたかも県教育委員会は「インクルーシブ教育」の実践に力を入れておるとお聞きいたしております。教室の現場では「障害のある子供もいない子供も一緒に学ぶ」というインクルーシブ教育を実践しながら、自分たちの職場においては、障害者を排除しているとも捉えられかねないような現状を放置していることについて、教育長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、警察本部長にもお伺いいたします。県警察における障害者の法定雇用率未達成の現状について、いかがお考えでしょうか。警察と言えども、法律に敏感であり、その遵守においては、ほかの誰よりも、どこよりも厳格でなければならぬ組織であると思っておりますが、長期間にわたって法律を守り切れていないこのような現状について、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

次に、新スタジアムの整備について、お伺いいたします。

ブラウブリッツ秋田が二〇一七年にJ3で優勝し、J2昇格への期待が高まったことから、にわかに動き出した新スタジアムの建設でありましたが、「新スタジアム整備構想協議会」が示した三カ所、すなわち秋田プライウッド本社敷地、秋田大学、八橋運動公園は、その後の検討や秋田市の意向により、その全てが新スタジアムの建設予定地としてはふさわしくないという結論に達しました。知事は昨年の県議会の質問の中で、さきに述べた三カ所の候補地が全てだめだとすれば、年明けには次の議論に進んだほうがよいという考えを示されました。今、まさにその時期が来ておりますが、知事としては、どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

また、穂積秋田市長は、昨年の十二月議会のやりとりの中や、今年に入ってから経済団体での挨拶の中で、二〇二〇年度に策定する市の次期総合計画と総合都市計画の中で、外旭川地区への新スタジアム整備を検討するという意向を示しましたが、このことについて知事はどのよう

にお考えでしょうか、お伺いをいたします。

また、新スタジアムの建設については、建設費が百億円以上とも見積もられていることへの財政上の不安や、現在のブラウブリッツの成績低迷や平均観客動員数が一試合平均一千五百人にとどまるということへの不安もあり、スタジアムの建設そのものへの疑問を呈する声もあります。知事はどのようにお考えでしょうか。知事の御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、農業政策についてお伺いいたします。

本県の二〇一八年の農業産出額は一千八百四十三億円であり、前年比で五十一億円、二・八%の増加でありました。これは四年連続の増加であり、全国で三番目の伸び率でもありました。産出額の内訳を見てみますと、コメは一千三十六億円であり、コメ以外の産出額の合計は、過去二十年間で最高額の八百七億円で、その内訳は野菜が三百八億円、果実が七十二億円、畜産が三百五十九億円などでありました。このようにコメ以外の産出額が確実に伸びていることは、農家の皆さんやJAなど農業関係団体の皆さんの地道な努力によることはもちろんですが、佐竹知事が知事就任以来、一貫してコメ依存からの脱却を掲げ、「秋田県農林漁業振興臨時対策基金」を創設するなど、思い切った政策の結果であると高く評価をいたすものであります。しかしながら、産出額におけるコメの割合はまだ五六・二%であり、県の掲げるコメ依存からの脱却への道のりとしては、まだ道半ばというところではないでしょうか。

県はコメの現状を維持しながら、野菜や畜産の生産を伸ばし、二〇二五年の農業産出額を二千億円にすることを目標としておりますが、それを実現するためには、現在進めている「園芸メガ団地」や「大規模畜産団地」を今以上に整備し、拡大していくことは当然必要であると思えますが、それに加えて農家の皆さんのやる気を引き出すような大胆かつきめ細かな政策も必要だと思えます。農業産出額二千億円に向けての具体的な取組についてお伺いいたします。

また一方で、六年連続で二百人を超える新規就農者を確保できているとはいうものの、農村の現場は農業従事者の高齢化や離農に伴う人口減少、農業法人が雇用者を募集しても人が集まらないなど、農業農村社会を取り巻く状況は課題が山積しております。これまで県が進めてきた「コメ依存からの脱却」、「複合型生産構造への転換」に加えて、AIなどスマート技術の導入や多様な労働力の活用など、新たな視点での施策の展開が必要だと思いますが、いかがでありましようか。

本県の基幹産業は農業であり、農業、農村が元気でなければ、県内経済が活性化しないと行って過言ではありません。これまで農業振興に力を注いでこられた知事でありますが、知事が描く今後の本県農業の姿と、その実現に向けた施策の方向性についてお伺いいたします。

次に、荒廃農地の抑制についてお伺いいたします。

国の調査によりますと、二〇一八年の荒廃農地は全国で二十八万ヘクタールと、耕作面積の約六%を占めております。県内での調査結果では、耕地面積の〇・六%に当たる八百四十ヘクタールの荒廃農地が確認されており、まだその割合は小さいわけですが、荒廃農地の発生要因と言われる農家の高齢化や労働力不足が顕在化している現状を考えますと、早めの対策を講じていくことが新たな荒廃農地の発生抑制につながるものと思います。一度荒れた農地を、また作付け可能な状態に戻すことは、再生費用や地力増進といった観点からも容易なことではありませんが、かといって現状のままにしておくこともまた問題であります。既に森林化してしまったような農地など、全てを再生することは現実的に困難であります。まずは県内の荒廃農地について再調査をし、再生可能なものと再生困難なものを土地の所有者や利用者などの話合いのもとで、できるところから再生していくことが必要であると思っております。いかがお考えでしょうか。

農業県秋田にとって、広大で肥沃な農地は祖先から受け継いだ大切な資源であり、重要な財産でもあります。まずは荒廃農地の発生を抑制し

ながら、可能なものは再生し、次の世代に引き継いでいくことは現代を生きる私たちにとって大切な使命であります。本県における荒廃農地の現状と今後の発生抑制、そして再生に向けた取組について、知事の所見をお伺いいたします。

次に、CSFとASFについてお伺いいたします。

改正家畜伝染病予防法により、今まで私たちが使っていた「豚コレラ」という病名が「豚熱」に、そして「アフリカ豚コレラ」が「アフリカ豚熱」に変更となり、それぞれ英語の病名の頭文字を取って、豚熱は「CSF」、アフリカ豚熱は「ASF」と呼ばれることになりました。

CSFは、一昨年九月に日本国内では二十六年ぶりでありますが岐阜県で発生して以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県の七県において発生し、先月八日に沖縄県うるま市で八県目の発生となつてしまいました。この沖縄県での発生は、畜産衛生関係者にとりましては大きな驚きであり、衝撃的な事件でありました。すなわち、これまで初めに発生した岐阜県からの「CSF」感染拡大の主な原因は、感染イノシシによる伝播と考えられていたのに対し、海を隔てた沖縄県での発生は、イノシシ以外の「何か」によりウイルスが侵入した可能性が高いからであります。餌に含まれる肉製品が汚染されていた可能性が指摘はされておりますが、人や物による伝播の可能性も完全に否定されているわけではなく、いずれにしても、感染が確認されている地域の近隣に限らず全国どこに発生しても不思議ではないという状況になってしまいました。

CSFの予防の第一は養豚場へのウイルスの侵入を防ぐことであり、養豚場周辺の衛生管理や消毒、イノシシの侵入防止などに対して今以上に注意を払い、対策を立てなければならぬと思っております。今後のCSFの本県侵入を防ぐための施策の現状と今後の対策についてお伺いをいたします。

また、CSFには有効なワクチンが開発されており、発生県において

は既に接種が行われております。東北地方にはまだ発生していない現状では、本県においてはまだワクチン接種の段階ではないと思えますが、ワクチンの確保と技術者の確保は必要だと思います。現状はどのような状態なのか、お伺いをいたします。

次に、ASFについてお伺いをいたします。

ASFは、日本国内においては今まで発生したことはありません。しかし、アジアでは既に中国、モンゴル、ベトナムなどで発生し、昨年は韓国においても発生してしまいました。ASFは極めて死亡率が高く、治療法はなく、CSFのような有効なワクチンも開発されてはおりません。さきに改正された家畜伝染病予防法は、主にこのASFが国内に発生した場合に備えたもので、国内の養豚場でASFが発生した場合、いまだ発生していない養豚場の豚でも、発生地に近いければ予防的に殺処分できるという内容が柱になっております。

しかし、一番大切なことは、ウイルスの国内への侵入を防ぐことであり、それにはウイルスの侵入を水際で防ぐしか方法がありません。特に今年はおリンピック・パラリンピックが開催される年であり、現在ASFが発生している国々からも大勢の選手や観光客が来日するものと思えますし、その中には東北地方にも足を延ばす人もたくさんいるはずであります。ウイルスの養豚場への侵入を防ぐことの重要性など、CSFも同様であります。県としての今後の取組についてお伺いをいたしますとともに、水際の防止策として空港や港湾における防疫体制の強化も特に重要だと思えますが、このことの取組について、併せてお答えをいただきたいと思えます。

次に、自殺予防対策について、お伺いをいたします。

二〇一九年の県内の自殺者は二百七十七人であり、昨年に比べて十一人増加しました。増加したのは、二〇一五年以来四年ぶりとなります。自殺者数が最も多かった二〇〇三年の五百五十九人から、「民・学・官」の連携した自殺予防の取組によって、二〇一八年には二百六人まで減ら

すことができおりましたが、ここに来て四年ぶりに増加に転じたことに大きな危機感を持たずにはおられません。

さて、ここ数年の県内の自殺者の内容を見てみますと、大きな特徴が二つあるように思います。一つは、男女別では男性の自殺者が圧倒的に多い点であります。二〇一九年においても、女性が五十八人に対して、男性は二・七倍の百五十九人であり、前年比で十八人増加しております。もう一つの特徴は、男性の自殺者を年代別に見ると、六十五歳以上が全体の半分近い七十二人に達している点であります。その原因はいろいろ考えられますが、男性は女性に比べて、職場を定年退職した後、家に閉じこもりがちになり、孤立感を深めてしまうこともその原因の一つではないでしょうか。もちろん、県としても自殺予防に対して、手をこまねいていたと言うつもりはありません。今年四月の段階で、この傾向にいち早く気づいた県は、老人クラブ等の協力を得ながらその対策に取り組んできたことも承知しております。しかし、今年の結果をしっかりと分析し、特に男性高齢者に対する自殺予防の対策を強化する必要があると思えますが、知事の所見をお伺いをいたします。

次に、子供の貧困についてお伺いをいたします。

厚生労働省によりますと、日本の子供の相対的貧困率は二〇一五年において、一三・九%だそうであります。これは二〇一二年に比べて、二・四ポイント改善したとはいえ、七人に一人というのはまだまだ高い水準といえると思えます。

国は二〇一四年に施行した「子どもの貧困対策推進法」を、昨年六月に改正をいたしました。内容を見てみますと、「将来」に向けた学習支援などに加え、「現在」の生活や家計への支援にも力点を置く方針が示された内容になった一方で、家庭だけに責任を委ねるのではなく、社会全体で取り組む必要性についても強調したものとなっております。一方、本県においても国の動きを踏まえ、平成二十八年に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、その中に示す目標の実現に向けて努力して

きたものと理解しております。

そこでお伺いをいたしますが、さきに述べた計画の中で、具体的に数字を上げて示された目標の達成度は現在どのようになっていっているでしょうか。例えば、生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率や中退率、大学進学率などについて、それぞれ具体的な数字を掲げ、一般世帯との格差を縮小しますとありますが、現状における達成状況をお示しいただきたいと思います。また、この計画は平成二十八年度から令和二年度までの五カ年の計画でありますから、来年度中には令和三年度以降の計画を作成することになると思いますが、どのようなところに力点を置いた計画を予定しているのかも、併せてお伺いいたします。

次に、ひとり親家庭の養育費の不払いについて、お聞きいたします。さきに述べた「子供の貧困」に対する施策はどれも重要な施策であります。ひとり親家庭の支援は特に重要性が高く、その中でも「母子世帯」に対する支援対策は喫緊の課題であります。子供の貧困率は全体では一三・九%なのに対し、ひとり親家庭の貧困率は五〇・八%となっております。国の調査によりますと、母子家庭の平均総所得は、子供のいる一般世帯の四割弱にとどまるという調査結果も出ており、過去一年間に食料を買えない経験があった人は三五%に上ったと記されております。その要因は、女性の労働環境の遅れや常勤雇用率の低さなど、多くの課題もあると思いますが、「養育費の不払い」もまた大きな課題であります。

養育費については、最高裁が算定表を見直し、全体で月額数万円程度増額となる方向を示したのは、当然とはいえ、喜ばしい方向ではあります。しかし、いくら養育費を増額したとしても、当事者に支払う意思がなければ、何にもなりません。国の調査によれば、年間二十万組を超える夫婦が離婚を選び、そのうち未成年の子供のいる夫婦が六割を占めるという現状において、離婚時に養育費の取決めをしている夫婦は半数に過ぎません。しかし、せっかく取決めをしても、支払いが行われな

かったり、支払いが続かなかつたりで、実際に養育費を受け取っている母子家庭は二四%に過ぎないのが現状であります。

本県においては、令和元年八月現在、母子家庭が一万二百五十一世帯、父子家庭が一千五百十八世帯となっております。また、「秋田県ひとり親家庭実態調査」によると、母子家庭で養育費を得ている世帯は三五%にとどまっております、そのことに対する支援は極めて重要なものと考えます。そのような現状を受け、県ではこの三月に作成予定の「第三期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」の素案の内容を十二月議会において示しました。その施策の中に、「養育費の不払い対策の検討」を盛り込んだことは大きな前進であるといえるでしょう。民事にどこまで行政が介入できるのか、プライバシーにどこまで踏み込むことができるのかなど、検討すべき点は多々あると思いますが、個人の自助努力だけでは限界があります。あるべき公的関与について検討を進めるべきだと思いますし、また、このような決断はトップリーダーである知事が確固たる信念のもとでなければ行えないものだと思いますが、知事の決意のほどをお伺いいたします。

次に、社会的養護の推進についてお伺いをいたします。

里親とは、虐待や経済的困窮、死別などの事情で親と一緒に暮らせない子供を親以外の人が育てる児童福祉法の制度であります。社会的養護を必要とする子供は、全国で約三万五千人おり、里親への委託率は一九・七%であります。本県のそれは社会的養護を必要とする子供数が約二百人であり、その委託率は九・六%と全国最下位の現状であります。乳幼児期に特定の大人との愛着を築くことは、子供の人生にとって極めて大事なことであることは疑う余地もありません。しかしながら、本県の現状をみますと、その遅れに危機感を持たずにはおられません。

県は、令和二年度から令和十一年度まで十年間の社会的養育推進計画を示しましたが、その内容をみますと、里親の委託率を令和六年に二六%、令和十一年には四〇%にする計画であります。そのためには、まず

里親を増やすために里親制度への理解を深め、里親を希望する里親登録数を増やす必要があります。子供と里親をマッチングするためには、子供も一人に対して五組から六組の里親が必要とされていることから見れば、現在八十四組しかおられない里親登録数を数倍に増やしていかねばなりません。また、現在県内に一施設しかないファミリーホームの数も当然増やしていかねばなりません。県が掲げる里親委託率を上げるために不可欠であります里親登録数を増やす施策と、ファミリーホームを増やしていく施策への取組方針についてお伺いをいたします。

また、さきに述べた県の社会的養育推進計画においては、社会的養育自立支援の推進についても書かれております。現在、児童養護施設に入所している子供は原則として、十八歳になれば退所します。というよりは退所しなくてはなりません。しかし、その入所の経緯や入所期間中の現状は、それぞれ違いがあります。少なくとも幼少期から社会性を身につける訓練を受けることなく、また社会の中で誰一人頼る人もなく、自分の親さえも頼ることのできない子供にとって、退所後に突然一般社会においてひとり暮らしを強いられるのは、海図も羅針盤も持たず荒野に放り出される、言わば小舟のようなものであります。実際に児童養護施設を退所した後、数年間で音信不通となり、所在を確認できないという子供が少なからずいるという現状から見れば、その対応は喫緊の課題といえるのではないのでしょうか。他県においては、既にそのような退所した子供を支援する組織や相談窓口を開設しているNPO団体があるとも聞いております。本県においても、まずその現状をしっかりと把握し、そして課題の解決に取り組むべきだと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、多胎児家庭の支援についてお伺いをいたします。

二〇一八年一月、愛知県で生後十一カ月の三つ子の母親が泣き止まない次男を畳にたたきつけ、死なせてしまう事件がありました。これは社会に大きな衝撃を与えました。また、昨年の秋には、名古屋市で双子を

ベビーカーに乗せた女性がバスの乗車を断られたというニュースも社会を騒がせました。双子や三つ子のことを多胎児といい、人口動態調査によると、出生数に占める多胎児の割合は、一九七五年の一・一〇%から二〇一七年には二・〇一%と増加しており、その背景には不妊治療を経て出産する人の数が増えていることが関係しているとされております。本県の多胎児の現状を見てみますと、二〇一四年から二〇一八年まで、ほぼ毎年多胎児は百人前後であり、出生総数が減少しているにもかかわらず、多胎児の数は横ばい状態であります。

冒頭の事件に言及するまでもなく、多胎児を抱える母親やその家庭での育児の大変さは容易に想像が付きまします。日本多胎児支援協会の報告によれば「多胎分娩では早産を防ぐために病院や家で安静を求められることが多く、妊娠期から孤立感を深めてしまうこと」や「授乳や夜泣きへの対応、そして外出の困難さ」などが報告されております。国ではこのような状況に鑑み、来年度から多胎児を抱える家庭の支援に乗り出すようであります。県としてもまずは現状を調査し、国や各市町村と協調しながら、多胎児家庭の支援をすべきだと思いますが、知事の所見をお伺いいたします。

最後に、ダブルケア家庭の支援についてお伺いをいたします。

「ダブルケア」とは、主に親の介護と子育てを同時に担う状態を指し、二〇一二年に生まれた造語であります。少子高齢化により、家族内に介護の担い手が減ったことや、晩婚化に伴う出産年齢の上昇などがその背景にあるとされております。

国は二〇一六年に、ダブルケアの実態に関する推計値を初めて発表し、約二十五万人が未就学児の育児と家族の介護を同時に担っていると明らかにし、今後さらに増加することが見込まれているとされております。他県では既にその実態を調査し、その対策に乗り出しているところもあるようですが、本県においてははまだダブルケアの実態すら明らかにされておられません。速やかに実態を調査し、ダブルケアによる困難を抱えて

いる家庭があるとすれば、支援の手を差し伸べる施策を本県としても検討すべきだと思いますが、知事の所見をお伺いいたします。

以上で、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●議長(加藤鉦一議員) 県当局の答弁を求めます。

【知事(佐竹敬久君) 登壇】

●知事(佐竹敬久君) おはようございます。竹下議員の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、私の政治姿勢でございます。

私が知事に就任した平成二十一年は、リーマンショックの影響が世界中に広がり、県経済も閉塞感に覆われておりました。こうしたことから、まずは産業経済政策を県政の「一丁目一番地政策」とし、その上で、地域活力の衰退につながる人口減少への対応や、安全・安心な生活環境づくりなど県政の重要課題に取り組むことにしたところであります。

その結果、急激な技術革新時代におけるものづくり産業の拠点形成や情報関連産業の振興のほか、基幹産業である農業分野における園芸・畜産の大規模な生産団地の整備に加え、地球環境の保全と直結する洋上風力発電の本格的な事業化など、国内でも先駆的と言える様々な取組を実現してまいりました。また、経済活動を支えるインフラの整備についても、高速道路のミッシングリンク解消や一般道・河川・港湾の機能強化、ほ場整備などについて、国へのきめ細かな要望活動等を通じて事業規模が従前に比べ拡大し、進捗状況が飛躍的に向上しております。さらに、自殺者数の改善や循環器・脳脊髄センターの新病棟建設など医療提供体制の整備に加え、生活排水処理の広域共同化など、県民の暮らしに密着した分野でも着実に取組が進んでおり、これらの成果は、時代の潮流や社会経済情勢の変化を見据えた上で施策を進めてきた結果と考えております。

一方で、人口減少対策に関しては、全国トップレベルの教育や子育て

環境の整備、幅広い移住対策、雇用環境の改善などにより、社会減は七年ぶりに四千人を下回りましたが、少子高齢化は依然として年々進行しております。このような状況が、県民の間にある種の沈滞した雰囲気招いているのではないかと考え、来年度は、一定の人口減少が続く中であっても誰もが目標に向けてチャレンジできる環境を幅広く整備するため、未来への投資として、「稼ぐ力」、「人」、「健康・安全・安心」の三つの視点から予算を重点配分することにしたところであります。

新年度は、今任期の最後の一年でありますので、県民一人一人が日々の暮らしに安心と豊かさを真に感じることができるよう新たな時代の秋田に向け、大きな一歩を踏み出せる年となりますよう、全力で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対策でございます。

まず、新型コロナウイルスに関する情報発信でございますが、国内での発生を受け、県内での感染者の発生も予断を許さない状況にあることから、県では、迅速な対応のため対策本部を立ち上げるとともに、流行地域に渡航歴のある方やそうした方と接触した方に、発熱などの症状が生じた際の相談窓口を保健所等に設置し、感染拡大防止のため、医療機関を受診する前の相談を呼びかけております。また、感染が疑われる場合は、相談窓口から専用の外来につなぎ、周囲への感染を防ぎながら安全に受診できる体制を全ての二次医療圏に整備したところであり、陽性と判断された場合は、感染症指定医療機関で速やかに入院治療を行うことによりあります。さらに、政府が今月十三日に緊急対応策を決定したことから、本県においても、医療機関における設備等の整備や電話相談の二十四時間対応などについて、速やかに措置を講じてまいります。

新型コロナウイルス感染症には、現在のところ有効性が証明された治療法はなく、予防が重要であるため、手洗いや咳エチケットなどを心がけるよう、報道機関による啓発を実施するとともに、ウェブサイト等により周知してまいります。

次に、観光業への影響と諸対策についてでございます。

中国政府が先月二十七日、海外への団体旅行等を当面禁止したほか、日本政府も今月に入り、感染が拡大した湖北省などに渡航歴のある外国人等の入国を制限するなど、訪日中国人の減少は、運輸や小売業など国内の様々な分野に影響を及ぼしつつあります。中でも観光分野においては、中国人観光客の割合が高い首都圏や西日本を中心に、宿泊予約のキャンセルが多数発生するなど、深刻な問題となっておりますが、今後、春からのクルーズ船の寄港キャンセルや、台湾を含むアジア圏からの航空便の運休などが広がりつつあり、本県など東日本にも影響が徐々に及んでくるのではないかと危惧しております。

現在のところ、本県では、平成三十年の外国人延べ宿泊者数約十二万人泊のうち、中国人が占める割合は一割程度であり、これまでに確認された宿泊施設のキャンセルは数百人規模にとどまっておりますが、今後、渡航禁止措置等が長期にわたる場合や、我が国はもとより、広く各国にも感染が広がり、国内外で観光旅行を控えるような傾向が強まると、影響がさらに拡大することも懸念されております。こうした状況を踏まえ、引き続き、きめ細かな状況把握に努めますとともに、観光事業者に対して、今般、国が緊急対策として行う事業者向けの貸付制度や、商工団体等が開設した経営相談窓口等の周知を図るなど、県として適切なサポートを行ってまいります。

次に、イージス・アショアについてです。

まず、配備計画に対する考え方でございます。

防衛省が整備を進めております弾道ミサイル防衛システムについては、必要性そのものやイージス・アショアを含め、どの装備品を配備するのが最適かについて様々な意見があるところでありますが、現在の我が国を取り巻く安全保障環境に鑑みますと、私としては、有効かつ対外的に抑止力となる国防上の一定の備えは必要と考えており、頭から配備そのものを否定すべきものではないと考えます。

一方で、固定型防衛装備品については、どこに配備されるとしても性能をフルに発揮できる効率的な運用ができることに加え、周辺地域の安全が可能な限り守られることが重要であることは言うまでもございません。

現在、防衛省においては、イージス・アショアの配備に適した場所を選定するため、青森県、山形県も含めて再調査を行っている最中であり、県としての対応は、調査結果等の説明を受けてから判断することになるものと考えております。

次に、定例会見での発言でございます。

昨年十二月二十三日の記者会見において、再調査の結果、新屋が再選定された場合の対応を問われ、「そういう状況をなくすように頑張る必要がある。ある意味で政治生命がかかる」と発言したことは事実であります。「政治生命がかかる」という言葉を使用したのは、新屋配備について否定的な見解を示したものの、白紙に戻せなかった場合には、私の政治的力が試されるという意味合いで示したものであります。仮に再度、新屋配備となった場合の政治的対応については、現在、防衛省において再調査等が行われている最中であり、その結果や内容を十分に見極める必要があることから、この場で予断をもって申し上げることは差し控えさせていただきます。

次に、障害者雇用でございます。

民間企業における障害者雇用の現状でございますが、県内民間企業における障害者の雇用率は着実に上がってきており、令和元年六月一日現在の雇用率は二・一四％と過去最高となったものの、法定雇用率が全体で未達成となっているのは、規模の小さな企業の達成状況などに影響されているものと考えております。こうした状況を踏まえ、労働局と連携し、商工団体に対し雇用拡大に向けた要請活動を行っているほか、障害者就業・生活支援センターが行う短期の職場実習を通して、就労に対する意識・意欲の向上や企業の障害者雇用に対する意識啓発を進めると

もに、求職者を対象に知識・技能や実践能力の習得を目的とした障害者委託訓練の受講機会を提供することなどにより、就労促進を図っております。

今後とも、法定雇用率を達成していない企業に対して、障害者職業訓練コーディネーターや人材確保推進員を通じて重点的に働きかけていくほか、達成済みの企業に対してもさらなる雇用促進を求めてまいります。次に、県における障害者雇用でございします。

知事部局のみならず、教育委員会や警察本部においても法定雇用率を達成し、障害者雇用を充実することは、障害者が生き生きと活躍する社会の実現に向けて極めて重要であると考えております。昨年八月に施行されました障害者雇用促進法の改正により、地方公共団体の各任命権者には、今年度中に「障害者活躍推進計画」の策定が義務づけられ、障害者の職場定着や能力の発揮に向けて、目標や取組を設定し、達成状況を点検するPDCAサイクルを確立していくことに加え、組織的な推進に必要な体制を構築するほか、人事管理の手法などを定めるものとされております。

私としても、各任命権者とお互いに知恵を出し合いながら、働きやすく、選ばれる職場づくりに取り組み、法定雇用率の達成につなげてまいりたいと考えております。

次に、新スタジアムの整備でございします。

昨年度取りまとめました「新スタジアム整備構想策定協議会報告書」において示された三候補地が抱える課題について、今年度は、県と秋田市が共同で調査・研究を進めてまいりました。その結果、八橋運動公園については、課題となっていた第二球技場と健康広場の代替地の確保が困難と見込まれ、また、他の二カ所についても、それぞれが抱える課題を解決できる見通しが立たないことから、これらの三カ所については候補地には適さないとされております。

今後、新たな候補地の選定が求められる中であって、昨年十二月、秋

田市が、検討対象になり得る新たな候補地として示した外旭川地区については、卸売市場の再編計画を含むまちづくりの視点に立って挙げられたものと認識しており、来年度は、秋田市が、策定予定の総合計画や総合都市計画との整合性を図りつつ、その可能性について検討するものと受け止めております。

また、スタジアム整備に当たっては、一定の公的負担が避けられないとはいえ、県と秋田市の厳しい財政状況を踏まえれば、施設運営も含め、民間からの積極的な参画を得た上で、県民の理解を得ながら進めていくことが重要でございします。しかしながら、現状を見ますと、ブラウブリッツ秋田を応援する熱心なサポーターを中心に早期の整備を望む声がある一方で、約百億円と試算されております巨額の整備費に加え、観客数の減少や低迷するチーム成績などを背景に、県民の中には慎重な意見も数多く、クラブには、民間資金の確保策の検討と併せ、一層のチーム力強化に力を注いでいただきたいと考えております。

次に、農業政策でございします。

本県はこれまで、主食である米を中心に、多様な農産物の生産を担ってきており、これからも、広大な水田をフルに活用し、我が国の食料供給基地として自給率の向上に寄与していくことが、本県農業の使命であると認識しております。その実現に当たっては、マーケットの変化に的確かつ柔軟に対応し、需要に応じた農産物の生産・販売を行いながら、持続的に発展できる経営体を育成していくことが重要であります。

こうした観点から、本県農業の将来を達観しますと、米や大豆を中心とした超低コストな土地利用型農業、野菜やシイタケなど施設を利用した周年型農業、中山間地域の冷涼な気候や希少性を生かした高付加価値型農業など、収益性の高い多様な経営が全県各地で展開される姿が理想であると考えております。このため、私は知事就任早々に、安定した財源として独自の基金を創設し、メガ団地等の大規模生産拠点の整備や、日本一を目指した産地づくりなど、これまでにない大胆な構造改革に力

を注ぐとともに、時には、あえて刺激的な表現を使い、農業現場に奮起を促してまいりました。その結果、一時は誤解があったものの、農業者の生産意欲が高まり、農業産出額の伸び率が全国トップクラスを維持するとともに、農業法人への農地集積が進み、新規就農者が増加するなど、着実に成果が現れてきており、これまで取り組んできた改革の方向性は、間違いではなかったと確信しております。

しかしながら、近年、人口減少を背景とした労働力不足の顕在化や、技術革新の進展など、情勢が大きく変化していることから、現場の状況を十分に踏まえ、きめ細かに施策を講じていく必要があると考えております。このため、これまで進めてきた改革路線は踏襲しつつ、ターゲット国を絞った農畜産物の輸出を促進するとともに、労働力不足にも対応できるよう、ほ場整備と併せ、AIやロボット技術を駆使したスマート農業の普及拡大などにより、本県農業の成長産業化を進め、産出額二千億円の達成を目指してまいります。

次に、荒廃農地の抑制でございます。

荒廃農地については、毎年、市町村と農業委員会が共同で現況を調査し、少し手を加えることで利用可能な農地と、樹木が繁茂し、再生が困難な農地に分類しており、昨年度は約四百八十ヘクタールを利用可能な農地としております。そのような農地については、農業法人やNPO法人等が国の補助事業を活用して整備し、大規模に菜種やそばなどを栽培する取組や、農家が自力で再生利用する取組も見られ、農地として利用された面積は、昨年度までの十年間で一千三百ヘクタールを超えております。

もとより、荒廃農地を発生させないことが重要であることから、担い手への農地集積を促進するほ場整備や、「日本型直接支払制度」を活用した農地の保全活動を進めるほか、特に、中山間地域においては、厳しい条件下でも一定の所得を確保できるよう「元気な中山間農業応援事業」により、農業機械の導入などを支援しているところであります。

議員御指摘のとおり、農業県秋田にとって、農地は、生産基盤であるとともに、多面的機能を有する大切な財産であることから、引き続き、産業政策と地域政策を車の両輪として推進し、荒廃農地の発生抑制と再生利用を進めてまいります。

次に、CSFとASFについてでございます。

一昨年、岐阜県で発生し、関東まで一気に広がったCSFは、先月、突然、沖縄県で発生しましたが、国では、沖縄県のウイルスがこれまでのものと極めて近縁であることから、給餌した食品残渣に、汚染された肉製品が含まれていた可能性があると指摘しております。こうした肉製品は、全国どこでも流通している可能性があることから、本県においても、いつ発生してもおかしくない状況であり、かつてない局面と捉え、危機感を一層強めております。

県では、これまで、全ての養豚場に対し、飼養衛生管理基準の徹底や、消毒薬の無償配布により適切な使用について指導するとともに、野生イノシシが侵入しないよう、防護柵の設置を支援してまいりました。併せて、旅行者等を介して本県に侵入しないよう、県内の空港や港に、靴底消毒マットを設置しているところであります。今後は、こうした取組に加え、四月に改正される家畜伝染病予防法に基づき、全ての養豚場において責任者の配置や防護柵の設置を徹底するほか、食品残渣を利用する際には、十分に加熱処理を行うよう指導を強化してまいります。

また、ワクチンについては、発生当初、在庫が少ない状況でありましたが、現在は順調に増産されており、万が一、本県で接種が必要となった場合でも、円滑に供給されるものと考えております。一方、接種を行う獣医師については、県内の民間獣医師を含めても不足が見込まれていくことから、国に対し、必要な人員の派遣について要請してまいります。なお、ASFについては、ワクチンがなく、侵入防止対策を徹底することが基本となることから、CF S対策と同様、引き続き空港等での水際対策を実施するほか、養豚場への指導を徹底し、本県への侵入防止に

努めてまいります。

次に、自殺予防対策でございます。

男性の自殺者数に占める六十五歳以上の割合は、平成三十年に約三八%でございましたが、令和元年には約四五%と増加し、中でも七十歳代や九十歳代の増加が目立っております。男性高齢者の自殺の原因として最も多いものは身体疾患であり、また、国の分析によると、本県では、家族と同居している無職の高齢男性の自殺が最も多く、加齢により体が弱り、地域や家庭の中で孤立を深め、自殺に至っていると想定されております。

このため、身体疾患を持つ高齢者対策として、患者の心理等について医師・看護師が学ぶ研修会や、かかりつけ医等を対象とした自殺予防の研修会を開催し、自殺につながるサインを早期に発見して、必要な支援につなぐ取組を行っているところであります。また、孤立を防ぐ取組として、民生委員や老人クラブ等の戸別訪問に加え、ケアマネジャー等の協力をいただき、よりきめ細かな訪問を行うとともに、ゲートキーパー養成講座の対象を企業や介護事業所にも拡大するなど、市町村や民間団体と連携して、地域で取り組む自殺対策の充実を図ってまいります。

次に、子供の貧困についてでございます。

「秋田県子どもの貧困対策推進計画」で目標としている、生活保護世帯と一般世帯の格差の縮小については、高校中退率の格差が二・七ポイント縮小する一方で、高校進学率は一・五ポイント拡大するなど、項目によって達成状況にばらつきが出ております。また、施策推進上の目標である学習支援の実施市町村数や母子家庭の母の就職率は、着実に改善しております。

令和三年度以降の計画については、国の新たな大綱に基づき、地域や社会全体で子供のことを第一に考えた取組を包括的に実施することを理念とし、親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援に加え、支援が届きにくい子供や家庭への配慮に力点を置きながら、

具体的な施策を策定委員会において検討してまいります。

次に、ひとり親家庭の養育費の不払いでございます。

養育費確保のためには、確実に取り決めを行い、しっかりと履行させることが重要であり、対象者への普及啓発や適切な助言を行う相談体制の充実を図ることが有効であると考えております。このため、養育費に関するパンフレットの配布を市町村に働きかけますとともに、支払いが滞っている場合には法的な対応に結びつけられるよう、ひとり親家庭就業・自立支援センターや福祉事務所、法テラス等の連携強化を図ってまいります。

養育費の不払いについては、現在、法務省において、国が立て替える制度の創設に向けて検討しており、こうした動きを注視しつつ、本県においても、今後、当事者でございませひとり親などで構成しますワーキンググループを設置し、不払いへの対応を含めた対策について鋭意検討してまいります。

次に、社会的養護の推進でございます。

里親の確保については、昨年度から各市で里親制度地域セミナーを開催したことにより、里親登録者が着実に増加したため、今後はさらに回数を増やすとともに、児童養護施設等を通じて関心の高い方に情報提供するなど、児童相談所と関係機関が密接に連携し、きめ細かく制度周知に努めてまいります。また、ファミリーホームについては、県内二例目の整備が予定されておりまして、一層の増加を図るため、一定の経験を有する里親や施設職員などを対象に、開設者のさらなる掘り起こしを図るほか、立ち上げに対する支援を行っていくこととしてございます。

社会的自立の支援については、児童養護施設で行っている自立生活に向けた訓練に加え、退所後の生活状況の確認や相談援助の充実を図るとともに、施設退所者のニーズを把握しながら、就職支援や退所後の一時的な居場所の確保などを検討してまいります。

次に、多胎児家庭の支援でございます。

多胎妊娠は母体への負担や早産等のリスクが高く、出産後も体力の低下や育児に伴う困難が予想されることから、妊娠期から子育て期までの継続的な支援が重要であると考えております。

国においては、来年度より、育児サポーターの派遣や交流会の実施など、産前・産後の支援を推進することにしており、市町村でも積極的な取組が見られるようになってきております。そのため、県としましては、新たに市町村の母子保健コーディネーター研修を開催しますとともに、市町村への助言を行いながら、子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、地域社会全体で多胎児家庭を支援する体制を整備してまいります。また、地域子育て支援拠点事業や、本県が全国に先駆けて取り組んでおります各種の子育て支援事業を活用し、多胎児家庭の実情に応じたきめ細かな支援が行われますよう、市町村に働きかけてまいります。

次に、ダブルケア家庭の支援でございます。

未就学児の育児に加え、親の介護等を行うダブルケアは、晩婚化や少子高齢化、核家族化などを背景に、今後さらに増加することが予想されます。現在、市町村において、子育て支援に関しては「子育て世代包括支援センター」が、また、介護サービスに関しては「地域包括支援センター」が相談対応やサービス利用等の支援を行っておりますが、身体面や精神面、経済面において大きな負担を抱えるダブルケア家庭に対しては、子育てと介護の両面からのサポートが必要なことから、その垣根を越えた支援策が重要であります。このため、利用者視点に立ってきめ細かな支援ができますよう、両センターの連携強化等について市町村と共同で研究しますとともに、ダブルケアの実態把握のための調査等についても実施に向けて協議してまいります。

私から以上でございます。

【教育委員会教育長（米田進君）登壇】

●教育委員会教育長（米田進君） 竹下議員から御質問のありました、教育委員会における障害者雇用の現状についてお答えいたします。

今後劇的に変化していくであろう社会において、未来の秋田を担う児童・生徒には、多様な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、成長していくことを強く願っているところです。このような思いを持ち、障害のある方が教育現場等において働くことができるよう努めてまいります。が、現状では法定雇用率を下回っており、誠に遺憾に思っております。

県教育委員会では、このことを重く受け止め、従来からの教員採用での障害者特別選考枠を維持しつつ、今年度から障害者枠での教育事務職員の採用を始め、さらに、来年度以降は新たに相当数の障害者を会計年度任用職員として採用し、早期に法定雇用率を達成したいと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後も障害者雇用の拡大を図るとともに、障害のある方の技能を生かし、学校教育に関わる全ての人々が共に成長できるようサポート体制の充実に努めてまいります。

以上です。

【警察本部長（久田誠君）登壇】

●警察本部長（久田誠君） 竹下議員からの御質問にお答えいたします。

県警察における障害者雇用の状況について、法定雇用率二・五%を達成するためには、法定雇用障害者数は九人相当必要であるところ、令和二年一月末現在、障害者数は七人相当、雇用率は一・八七%であり、二人相当が不足しております。

県警察としては、障害者の法定雇用率未達成の現状に関して、法の趣旨及び制度について正しい理解を深め、雇用の促進に努めていくことが重要であると考えております。こうした中、令和元年度警察事務採用試験の結果、令和二年四月一日付けで二人の方を採用予定であり、現状で不足している法定雇用障害者数二人については充足される見込みとなっております。

今後、単に法定雇用率の達成を目標とするのではなく、法の趣旨にのっとり、障害者雇用に継続的に進めるとともに、障害を持つ方々の活

躍のために、さらなる体制や環境の整備をはじめ、各種取組を積極的に
行っていく所存であります。

●議長（加藤鉦一議員） 二十六番竹下議員の質問は終わりました。
暫時休憩いたします。

午前十一時十七分休憩

午後一時再開

出	席	議	員	四十二名
一	小野	一彦	二	松田
三	鳥井	修彦	四	宇佐見
五	住谷	達修	六	児玉
七	小山	緑郎	八	鈴木
九	薄井	司郎	十	加賀屋
十一	吉方	清彦	十二	佐々木
十四	鈴木	健太	十五	佐藤
十六	今川	雄策	十七	鈴木
十八	加藤	麻里	十九	佐藤
二十	三浦	茂人	二十一	小原
二十二	沼谷	純人	二十三	高橋
二十四	佐藤	雄孝	二十五	北林
二十六	竹下	博英	二十七	石川
二十八	東海林	洋英	二十九	渡部
三十	原幸	子洋	三十一	工藤
三十二	近藤	健一	三十三	加藤
三十四	佐藤	賢一	三十五	小松
三十六	石田	寛一	三十七	三浦
三十八	土谷	勝悦	三十九	柴田
四十	川口	一悦	四十一	鶴田

四十二番 鈴木洋一 四十三番 北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（加藤鉦一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。二十九番渡部議員の発言を許
します。

【二十九番（渡部英治議員）登壇】（拍手）

●二十九番（渡部英治議員） 会派みらいの渡部英治です。令和最初の代
表質問となりますが、議員各位、遠いところ傍聴にお越しいただきまし
た地元の皆様にも、心から感謝を申し上げます。

さて、未知の病原菌と言われている新型コロナウイルスによる肺炎感
染が各地で拡大しております。とにかく一日も早い終息を願って、質問
をさせていただきます。

はじめに、幸福度ランキングから見た「幸福な田舎」と「高質な田
舎」についてお尋ねします。

自治体の通信簿とも言える「全四十七都道府県幸福度ランキング」の
二〇一八年版が東洋経済新報社から発行されており、発行される度に各
県知事やメディアから注目されていることは、佐竹知事も承知のことと
思います。経済評論家でもある日本総合研究所会長の寺島実郎氏を中心
とする研究プロジェクトが、県知事や市長といった地方自治体を統括す
るリーダーなどと各県・各市の活性化戦略について議論を深めながら
「何をもって幸福とするのか」を追求してきたシリーズの第四弾であり、
「地域の幸福」について試行錯誤の中で探り続け、一定の基準値をつく
り出すことを狙いとしております。この幸福度ランキングは、五つの基
本指標として、人口増加率、一人当たりの県民所得、選挙投票率、食料

自給率、財政健全度を抽出し、そのほかに健康、文化、仕事、生活、教育の五分野における具体的指標を取り上げ、計七十の指標により解析されております。寺島氏は、この分析において、「安定した日常性」をもって幸福だと捉えるのか、もしくは「向上心や創造性に関して刺激を与える環境」があることが幸福なのか、言い換えれば、「田舎の幸福」と「都会の幸福」の認識の差異について言及しており、「例えば、『ここには何もない』と言われるような地域でも、そこに在る豊かな自然や安定した日常、心の平穏を保てる環境を高く評価し、幸福を指標化していくアプローチは当然あるだろうし説得力もある一方、都会の魅力は経済的な活動基盤が重層的にあり、知的に向上しようと思う者にとってその機会や、創造性を満たす刺激が多い環境でもあるため、これをもって幸福をもたらす条件だと認識する考え方もあるのではないか」と問いかけております。多様な価値観がある中で、各種の統計的指標から、できるだけ客観的にデータをもとに、冷静に地域を評価しようという本書の試みは、大いに参考になるものと考えます。

さて、なぜこの「幸福度ランキング」について取り上げたかと言うと、佐竹知事は、これまで県政指針である「第三期ふるさと秋田元氣創造プラン」で目指す秋田の将来像として「高質な田舎」を掲げ、様々な施策に取り組んできており、究極の目指すところは、県勢の発展、そして県民の幸福にほかならないと確信しているからであります。

ここで、ランキングの指標から何点かポイントを絞って紹介しますが、まず、総合ランキングの結果から申し上げます。三回連続のトップに輝いたのは福井県です。四回目の発表となった今回も、他の追随を許さない高得点です。全ての分野で順位を上昇させ、特に教育では学力維持と社会教育の充実が盤石のトップの原動力となっております。二位は東京都で、ほかの大都市とは明暗を分けています。特に基本指標と文化で一位をキープし、得点も安定しています。それでは、秋田県はどの位置にいるのか。過去三回のランキングの結果は、二十八位、三十三位、二十八

位であり、今回も二十八位と、ほぼ横ばい傾向にあります。特に教育分野では、二位から三位と全国トップクラスであり、子供に関する指標が軒並み上位となっております。一方、五つの基本指標のトータルでは十二位と上位にはなっていますが、財政健全度の順位は三十七位、一人当たりの県民所得は三十九位、人口増加率は四十七位で最下位となっております。さらに、若者完全失業率が三十六位など、仕事分野の指数が低調であることから、次世代が活躍できる地域産業の創出が必要であります。

注目すべきデータもあります。「子育て世代」の幸福度ランキングでは、秋田県がトップで、産科・産婦人科医師数が二位、都市公園面積が三位、刑法犯認知件数の少なさで一位と、子供を産み育てやすい環境に加え、「夫の家事・育児貢献度」が一位となっております。その反面、妻の社会活動時間は三十七位と低いランクにあり、女性の社会的地位に対する認識がまだ浸透しておらず、女性が社会的に活動、活躍すること自体にブレーキがかかる風潮になっております。このことが、一旦郷土を離れた若い女性へのUターンを思いとどまらせている大きな要因であると考えられ、秋田県の人口減少率が最大となっている主な原因の一つになっていると思われまます。

また、分野別でのランキングでは、「健康分野」で滋賀県が三年連続の二位から長野県を抜いて一位となり、ボランティア活動など元気な高齢者が活躍しています。ちなみに、秋田県は二十三位です。「仕事分野」では、福井県が四年連続の一位と、雇用面で圧倒的な強さを誇り、若いうちから社会経験し、雇用につなげる環境が整っています。二位の愛知県、三位の山口県、四位の神奈川県は、トヨタ自動車など優良企業が多く、企業領域の順位が高いです。秋田県は雇用領域では十二位と思った以上に上位にありますが、企業領域が四十七位と最下位であります。「教育分野」になりますが、福井県が一位で富山県が二位でありますが、前回まで三年連続で「学力」が一位の秋田県が三位に入っています。

以上、注目すべきランキングについて紹介しましたが、さて、果たして秋田県にとって他県に比べて見劣りし、自信を失うような最悪の結果でしょうか。可もなく不可もない、いわば平凡な中位の順位であります。言い換えれば、県民みんなですらに上を目指せる地位にあると思います。そして、あえて言わせてもらえば、せっかく上位に位置する教育に関しては、長年の教育界の努力で小中学校が優秀な結果を發揮しているのに、高等学校ではその有利さが生かせないのはなぜか、不思議でなりません。また、「稼ぐ力」と関連する仕事分野が低位にあるのは、安定志向で、失敗を恐れる余り、無難な方を選ぶ県民性が影響しているとも考えられます。優秀な人材のチャレンジ精神を生かす取組が必要ではないでしょうか。いずれにしても、少子高齢化が急速に進む本県にとって、働きがいのある職場と若い女性の社会参加が重要なポイントであることは、論をまつまでもありません。

そこで、佐竹知事にお尋ねしますが、全四十七都道府県幸福度ランキングにおける秋田県の位置づけについて、どのような認識をお持ちでしょうか。併せて、課題克服に向けた知事の御所見をお聞かせ願います。また、どうしてもお尋ねしたいのは、やはり「高質な田舎」についてであります。佐竹知事は一期目の二〇一〇年に、本県が抱える基本問題の克服に重点特化した四年間の県政運営の指針として「ふるさと秋田元気創造プラン」を策定し、二期目の二〇一四年には第二期プランとして、自然と調和しながら豊かにゆったりと暮らしている姿「高質な田舎」を思い描きながら、「日本に貢献する秋田、自立する秋田」を実現するため、「産業・エネルギー戦略」をはじめ六つの重点戦略を掲げました。三期目となる二〇一八年には第三期プランとして、「高質な田舎」を思い描きながら「時代の変化を捉え力強く未来を切り拓く秋田」を実現するため、「人口減少の克服を最重要課題」に位置づけ、新たな四つの元気を創造するとしております。そして、「高質な田舎」については、第二期プラン、第三期プラン策定の際にも、その都度、知事と議論を交わ

しておりますが、佐竹知事はこれまで決して変わることなく、秋田の目指す将来の姿として「高質な田舎」を貫き、その実現に向けて県政を推進してきたと認識しております。

そこで、改めてお尋ねしますが、先ほど述べた幸福度ランキングの中でも触れた「田舎の幸福」言い換えれば「幸福な田舎」と、「高質な田舎」は、単なる語呂合わせではなく、目指す姿としては共通しているのではないかと思うのですが、知事の思い描く本県の将来像とその実現性について、併せてお聞かせ願います。

次に、知事の任期と政治手腕についてお尋ねします。

佐竹知事は今年の仕事始めの年頭の挨拶で「県庁ワンチームでしっかり成果を出して」と幹部職員らを激励し、その後の会見では、毎年恒例となっている今年の一文字に躍進の「躍」を掲げたとの報道がありました。東京オリンピック・パラリンピックでの県関係の選手に活躍してほしいとの思いと、来春で三期目を終える大事な一年をしっかりと仕上げたいという意気込みを感じます。

ところで、三期目の折り返しを迎えた昨年四月十九日の地元紙のインタビューでは、佐竹知事の三期目の二年間について、自己採点を五十点としていました。その理由について知事は、「農業の構造改革、子育て政策、製造品出荷額の伸び、自殺率の改善など個別の分野で芽は少しずつ出ており、その点を評価してほしい。ただ、それが人口減少問題に直結して成果が数字に出ている状況にない。もう少し経過を見てほしい」とコメントしておりました。

さて、佐竹知事の三期目の任期は来年の四月までです。残すところ一年余りとなりました。二〇二〇年は、三期目の総仕上げの年であります。最重要課題である歯止めがかからない人口減少への対策をはじめ、地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の配備への対応など、まさに政治手腕が問われる一年になると思います。

そのような大事な局面ですが、私にはずつと引っかかっていることが

あります。それはやはり昨年四月十五日の定例会見での知事の見解です。知事として在職する期間について、「同じ人が余り長くやるもんじゃやない」との考えを示したのですが、具体的に何期が望ましいかと問われると、「五期、六期は長い」と述べる一方、「三期と言え、あと辞めるということになってしまふ」とかわし、次期知事選の対応について明言は避けたとの報道でした。佐竹知事、ずばり聞きますが、四期目はどうなんです。四期目はあり得るということでしょうか。今の時期にこの質問は時期尚早かもしれませんが、秋頃までには判断するとの知事の真意についてお答え願います。

いずれにしても、三期目の任期満了となる佐竹知事にとって、事実上最終年度の本格予算編成となる二〇二〇年度の県当初予算案は、五年ぶりにプラスとなる総額五千七百九十四億円で、「未来への投資」という新たな視点を打ち出し、「稼ぐ力」、「人」、「健康・安全・安心」の三本柱に計二千六百十一億円を重点配分していることに、人口減少が加速する中でも秋田の将来に希望の種をまこうという強い決意を感じます。一方で、県財政の状況を見ますと、プライマリーバランスは黒字だったものの、黒字幅は減少し、県債残高は二〇二〇年度末見込みで一兆二千五百三億円で、県民一人当たり置き換えると約百三十万円となります。また、実質的な基金残高は二百八十七億円で、県が目標とする三百億円を下回る見込みであり、こうした厳しい状況の中で、知事にとっては様々な政策課題に立ち向かわなければならぬ難しいかじ取りが続くものと認識しております。

そこで佐竹知事にお尋ねしますが、「未来への投資」はもちろん重要であります。同時に今求められているのは成果であります。つまり、佐竹知事の三期十二年の成果を示さなければなりません。まさに二〇二〇年は知事の政治手腕が問われる一年と言えます。これまでの三期十一年度の総括と併せて、知事の御所見をお聞かせ願います。

なお、この度の予算案でどうしても納得ができない部分があります。

それは「あきた安全安心住まい推進事業」、いわゆる住宅リフォーム推進事業の一部打ち切りであります。これまでの一般枠が当初の目的達成ということで対象外となり、事業費は二億八千九十四万円と昨年度から三割減となっております。いわゆる子育て支援、移住定住など、人口減対策への政策予算として、事業の見直しを図るのが狙いと伺っています。確かに、この住宅リフォーム推進事業は「緊急経済対策事業」として平成二十二年からスタートして十年が経過し、当初の目的は達成しているとも言えますし、県財政の厳しさは十分理解しております。しかし、これまで継続して実施してきた一般枠のリフォームは大きな経済効果を生み、希望者も多く、地域経済の活性化に大いに貢献しています。佐竹知事が始めた住宅リフォーム推進事業は、全国的にも優れた事業であり、佐竹県政の目玉事業でもあります。そして、市町村でも県と呼応した住宅リフォーム助成事業を展開しています。今回の事業の見直しによる一般枠の打ち切りは、県経済に大きな影響を与える懸念があります。この際、一般枠の住宅リフォーム事業について、新たな地域活性化事業として立ち上げるべきと考えます。「未来への投資」の三つ目の柱である「健康・安全・安心」を推進するため、補正予算として計上することも検討するよう提言し、知事の政治手腕の発揮どころとして御所見をお聞かせ願います。

次に、イージス・アショアについてお尋ねします。

地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」を陸上自衛隊新屋演習場に配備する防衛省の計画をめぐり、この一年間、県政は大きく揺れ、佐竹知事と議会が議論を重ねてきたところであります。そのような中、昨年五月に公表された適地調査報告書のさまざまなデータの発覚や、最も大事な地域住民への安全対策に関する具体的な説明が全く欠けていたことなどから、地元はもとより、多くの県民が不信感を強め、昨年夏の参議院議員選挙の結果後は、局面が大きく変わったと感じています。そして、昨年十一月の菅官房長官と佐竹知事の会談で、「再調査では住宅地

との距離も考慮して評価するよう防衛省に指示した」との談話がありました。河野防衛大臣も国会審議の中で、「住宅地からの距離も重要な考慮要素」と述べるなど、配備先の決定に当たり住宅地との距離に一定の配慮をする姿勢に至ったものと思われまます。一方、新屋配備に反対する請願・陳情を採択する動きは県内十七市町村議会に及んでいます。県議会と秋田市議会においては十二月議会まで継続審査が続いていることは周知のとおりであります。

そのような状況下、さきの一月三十一日、佐竹知事と穂積秋田市長が初めて河野防衛大臣と会談し、新屋への配備は「無理がある」と申し入れ書を手渡しました。ようやく実現した会談ではありますが、正直なところ、もう少し踏み込んだ発言を期待していません。ただ、過去の防衛省側との会談の中では、最も明確に考えを伝えていたと感じました。すなわち、佐竹知事も穂積市長も、「住宅密集地に近い演習場への配備は地元住民ばかりではなく、県民の多くが反対している」との民意を直接国に伝えたことは、大きな意義があります。河野大臣は、見直しは明言しなかつたものの、「本当の意味のゼロベース」で再調査に取り組んでいることを改めて強調しています。そもそもゼロベースとは白紙に戻すことであり、本当も嘘もないわけですが、河野大臣が「本当のゼロベース」と明言したことは、地元、そして県民の民意を汲み取ったものと理解できるのではないのでしょうか。そして、この時期において、これまで請願・陳情に対し慎重な姿勢を崩さなかつた県議会や秋田市議会の自民系会派が「新屋は無理」、「新屋は除外」といった意向を打ち出していることは、なぜ今のタイミングかという感があります。やはり民意によるところが大きいと思わざるを得ません。

そこで佐竹知事にお尋ねしますが、知事は、イージス・アショアに対する民意をどう捉えているのかお聞かせください。

また、知事は河野防衛大臣への申し入れにより、「新屋は常識的に対象外ということにある程度理解を得た」と強調しており、私も河野大臣

の「本当の意味のゼロベース」という発言がそれを物語っていると受け止めておりますが、一方で、調査結果によっては、まだまだ予断を許さない状況とも言えます。この際、「新屋配備を回避するため頑張る必要がある。政治生命がかかる」との決意を述べた知事として、調査結果が出る前に明確に国に対して「新屋への配備撤回」を申し入れるべきではないでしょうか。防衛は国の専権事項であることは分かっていますが、知事は県民の生命と健康を守り、明るく安心な暮らし、すなわち「高質な田舎」を目指す、秋田のリーダーであります。今、県内の世論や各議会の動向などからも佐竹知事の決断が求められているのではないかと思っています。知事の御所見をお聞かせください。

ここで一点確認したいことがあります。河野大臣が新屋演習場など県内を視察する意向を示していますが、知事はそのことに関して「再調査の結果が出た後、ほかの国有地を含めていろいろ検討すると思う。検討の後に来ても意味がない。できれば、本格的な検討に入る前がふさわしい」との考えを今月七日の定例会見で示しています。この発言は、新屋以外を検討している防衛省から、既に何らかの打診があつたかのような誤解を生むのではないかと感じました。知事は記者からの「防衛省からの打診があつたのか」との質問に対し、「全くございません」と答えています。確認の意味であえてお尋ねします。新屋以外なら容易に受け入れられるというわけではないと思いますが、防衛省から新屋以外の検討について伝えられた事実はないのか、発言の真意をお聞かせください。

このたびの河野大臣への申し入れ書には、一番先にイージス・アショアの必要性等について言及し、「我が国を取り巻く安全保障環境が目まぐるしく変化する状況において、改めて、イージス・アショア導入の合理性や可及的速やかに配備を進める必要性、運用開始時期の見通しを示すこと」を求めております。そもそもイージス・アショアに今後巨額の予算を投じる妥当性が問われている中、本当に有効な施設かどうかも含め、導入の是非を国会の場で再検討すべきではないでしょうか。十分な

審議もないまま進められている配備計画に、疑問を感じている国民も多いと思います。「外交に勝る防衛なし」との観点からも、イージス・アショアの配備計画そのものについて十分な国会審議を行うよう国に進言すべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせ願います。

次に、人口減少対策についてお尋ねします。

一点目は、あきた未来創造部設置の成果と課題についてであります。

三年前の二月議会での代表質問で、新たな部の設置に対して、「『あきた未来創造部』ではインパクトが弱い。ずばり『人口減少対策部』といた、誰もがわかりやすい名称にすべきだ」と迫ったことを、今でもはつきりと覚えています。それに対して佐竹知事からは、「誰もが活躍してもらえぬ社会づくりを進めることで、秋田の未来を創造するという思いを込めた。県民へのメッセージでもある」といった答弁がありました。あれから「あきた未来創造部」の事業推進に期待しつつ、知事とは何度か議論を重ねてきており、私からの様々な提言に対しても真摯に受け止め、一定の対応はしていただいたと認識しております。

しかしながら、国の東京一極集中は加速しており、二〇一九年の人口移動報告によると、東京圏の転入者は五十四万四百四十人で、転出者の三十九万一千三百五十七人を十四万人も上回る転入超過となっています。一方、秋田県は前年より五百三十六人減の三千八百九十八人の転出超過で、一応、社会減の抑制策の効果が出ているとも言えますが、元氣創造プランの目標値二千人には、まだまだ及びません。また、出生数が過去最少だった二〇一八年五千四十人を下回り、初めて五千人を割り込む可能性がありそうです。結果的に、本県の総人口は二〇二〇年、今年です、一月一日現在で九十六万二千七百八十五人と、二〇〇六年以降、毎年一万人以上が減少していることとなります。確かに国立社会保障・人口問題研究所の推計では、二十年後の二〇四〇年には七十万人を割り六十七万人台に、二〇四五年には六十万人台になるとのことですが、何も対策を講じないでいけば、もっと早いスピードで、そのときがやってくるお

それもあります。ここで大切なことは、人口減に立ち向かおうとする姿勢であり、まさに知事がよく言う「オール秋田」、今風に言えば「ワンチーム」として県民と危機感を共有しての果敢なチャレンジが必要であります。

そこで改めてお尋ねしますが、人口減少問題を集中的に取り組む部局横断的役割として設置された「あきた未来創造部」のこれまでの成果と今後進むべき実践部隊としてのあり方について知事の御所見をお聞かせ願います。

二点目は、県内就職の促進と移住・定住の拡充についてであります。安倍政権は、地方創生を目玉に据え、東京一極集中の是正を目指し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による是正対策を打ち出しました。が、ほとんど効果は見られず、地方の若者が職を求めて首都圏へ流出しております。企業の集中度は、二〇一六年時点で大企業の六〇・八%が東京圏に立地し、都市部への偏りが顕著で「条件の良い仕事を求めて人が集まる」という状況にあります。特に首都圏では大学生に人気の高い営業企画や商品開発の就職者数が増えておりますが、地方が伸びている職種は、医療、福祉、介護で、若者の希望とずれています。移住者の増加が顕著な自治体では、地域特性を活かした、こだわりの移住対策が功を奏したとの事例もありますが、移住者獲得は競争でもあります。行政と住民が一体となり知恵と行動力を駆使して取り組む必要があることは言うまでもありません。

さて、移住定着促進策の一つである地域おこし協力隊の退任後の本県への定住率は四六・三%と全国平均の六二・八%を大きく下回り、全国最低との残念な発表がありました。就業支援の強化が鍵ではないかと思いますが、現状の認識と今後の対策について、知事の御所見をお聞かせ願います。

また、知事が重点を置いている航空機や自動車などの成長産業だけでは、若者の県内定着を図ることは難しいのではないのでしょうか。いわゆ

る地場産業と言われる地元中小企業の魅力ある職場づくりへの取組も不可欠と考えます。果たして、成長産業と言われている企業にどれくらい県内就職の実績があるのか、今後の見通しについても併せてお聞かせください。

さらに、県内就職の促進を図るためにも、県独自策の奨学金返還助成制度の職種限定の枠を外すべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせ願います。

次に、地方創生と農学部誘致についてお尋ねします。

地方創生については、これまでの質問でも触れていきますので、的を絞ってお尋ねします。

二〇二〇年から、「第二期あきた未来総合戦略」がスタートし、国が第二期総合戦略で打ち出した「関係人口」の創出、拡大を踏襲する形で、県も重点プロジェクトに位置づけています。ただ、佐竹知事は年頭の会見で、「東京の人口抑制がうまくいかないからといって関係人口で事が済むと思うのはおかしい」と国の姿勢を批判していました。それは取りも直さず、今後の地方創生について、「関係人口づくりに地道に取り組むことは必要」とする一方で、「東京一極集中の是正こそが重視されるべきだ」と国に注文をつけたのだろうと受け止めております。

そこで端的にお尋ねしますが、「他県とは違う秋田版関係人口」創出の独自策をどのように展開していくのでしょうか。また、東京一極集中は正について、国に対してどのように提言や要望をしていくおつもりでしょうか。知事の御所見をお聞かせ願います。

二点目は、農学部誘致についてであります。

農学部誘致については、私の議員活動のライフワークとしてこれまで何度か取り上げておりますが、会派みらいの県外調査で東京農大長との意見交換や同大のオホーツクキャンパスの現地調査を行ったほか、代表質問や一般質問など、これまで何度か政策提言を行ってきたところであります。しかしながら、現状ではユニット研究室を核とした産業活

性化推進事業による助成制度の導入など限定的な取組にとどまっております。また、二年前の代表質問においても人口減少対策として新たに設置された「あきた未来創造部」に対して、実践部隊として具体的な活動を提言しましたが、実践活動としては、いまいち見えません。

ところで、最近目にするのは、少子化で児童数が減少し、学校の統合の動きが加速している東北地方での廃校施設の活用事例であります。その中の福島県郡山市の取組について、昨年七月、会派みらいの県外調査として現地を調査しました。地域社会の発展と人材育成を図る目的で、郡山市と東京農工大学の包括連携協定に基づき、廃校利用による「思い出の学び舎モデル事業」であります。東京農工大学の研究室を廃校の利用をして設置しようとするもので、使用貸借の優遇により、画期的な研究活動拠点としての効果と農業の再生が期待されており、今後の取組に注目したいところであります。

そこで質問に入りますが、人口減少の大きな要因となっている「東京一極集中」に歯止めをかけるためにも、農学部誘致による若者の活用をキーワードとして、廃校舎の利活用を視野に入れた実習施設の設置等、受入れ体制の確立による農学部誘致運動を展開してはいかがでしょうか。将来は研究機関や通年型農業工場、さらには食品工場の誘致など雇用の創出につながるような大プロジェクトに発展するような夢のある構想を描きながら、新たなチャレンジとしての積極的な取組を提言するものであります。例えば今後、高校学校再編計画で検討されている大曲農業高校太田分校の活用なども考えられないか、知事の前向きな御所見をお聞かせ願います。

次に、農業政策についてお尋ねします。

本県の二〇一八年の農業産出額は一千八百四十三億円で、前年比五十一億円、二・八%の増加と四年連続の増加で全国三位の伸び率となっております。ただし、東北では六年連続の最下位となっております。全国では、前年より順位を一つ上げて十九位となっております。また、本県

は米が二・九%増の一千三十六億円と、新潟県、北海道に次いで三位で、米以外の産出額の合計は八百七億円と、過去二十年間で最高となっております。このことは、農家の地道な努力の結果と思えますが、ただ、産出額に占める米の割合は五六・二%で、依然として米依存の脱却を目指し、野菜などと組み合わせた複合型構造への転換を進める県の農業政策は、道半ばと言えます。

農家は高齢化が進み、農家数も減少しており、次代の地域農業を担う農家や法人の育成と、新規就農者の確保が重要であります。特に東北各県と比較すれば、産出額の差は大きく、少しでもその差を縮めることができるような思い切った施策を打ち出して、農家のやる気を引き出すことが必要であります。国では、昨年末に農業政策の重点事項をまとめた「農業生産基盤強化プログラム」を決定し、一月三十日に成立した補正予算において、「農林水産業の成長産業化と輸出力強化の加速」など、農林水産関係で五千八百四十九億円が計上されております。本県では、それに関連した事業費として、百七十二億円が二月補正予算としてこの度、国補正予算対応分として計上されており、さらなる取組の強化が期待されます。

そこでお尋ねしますが、今、農業振興として求められているのは、経営体質の強化と産地間競争に負けない、しつかりとした戦略のもと、米の産地県としての地位を守りながら、複合化や大規模化をさらに加速させることであり、農業政策として選択と集中を図りながらも取組を推進していく必要があると考えますが、県としてどのように取組を進めていくとしているのか、知事の御所見をお聞かせ願います。また、国補正予算への対応として事業量が増えると思えますが、人手不足という現状から公共事業等の事業推進に支障はないのか、併せてお聞かせください。二点目は、JA秋田おぼこの問題についてであります。

二年前の代表質問でも取り上げ、JA秋田おぼこの巨額累積赤字と未収金問題に県としてどのように対応するかという質問に、知事からは、

「単に一JAの不祥事ではなく、農協組織全体の存在意義さえ問われる事案と重く受け止め、JAグループの総力を挙げて対処してもらいたい。県としては、一日も早く経営を立て直し、農家の不安が払拭されるよう引き続き職員を派遣し、まずは全容解明と経営改善計画の策定等に向けた指導を強化していく」との答弁がありました。私もそのとおりだと思いい、その後のJA秋田おぼこの対応を見守ってきました。この間、人事も刷新し、総代会等による組合員の理解と協力のもと、一定の前進が図られてきたと認識しておりました。しかし、ここに来て、未収金の特異さが際立つとか、JA秋田おぼこの役職員三人の背任容疑での書類送検といった報道もあり、再生の道に大きな壁が立ちふさがっているのではないかと危惧しております。

一義的には、JA秋田おぼこの自助努力による解決を図るべきではあります。現実問題としてかなり厳しい状況にあり、県の対応も不可欠であると思えます。もっと踏み込んだ対策が必要と考えますが、現状認識と今後の対応について、知事の御所見をお聞かせ願います。

最後の質問になります。新ブランド米の名称についてお尋ねします。県が米どこのの威信にかけて開発を進めてきた極良食味米「秋系821」の二〇二二年度の市場デビューに向けた準備が加速しています。今年注目されている名称が決まる、また、先行栽培する農家が選定されることになっていきます。

全国でブランド米競争が激化している中で、本県は残念ながら後発の感が否めないと思えます。そういった意味でも、名称はブランド戦略の要となるだけに、誰もが秋田米としてすぐ分かるような、インパクトのある名前に決めるべきです。全国に目を向ければ、青森県の「青天の霹靂」、宮城県の「だて正夢」、新潟県の「新之助」、福井県の「いちほまれ」などのブランド米が激しく競っており、御当地を連想させる名称や、地元出身タレントによるPRイベントの開催など、あらゆる方法で産地間競争を展開しています。本県では四月に全国公募を開始し、一次、

二次選考を経て知事が最終決定することですが、他県の例を見ると、いかに注目される公募を行うかがブランド化の第一歩として重要と思われれます。いかにして知恵を絞って効果を上げるかということだと思えますが、あくまでも最終決定する知事のセンスとインパクトある名称へのこだわりが決め手になるのではないのでしょうか。ちなみに、昨年十一月に種苗交換会で実施された試食会での秋田魁新報の百人アンケートでは、名称案として、「あきた美人」、「ふつくら美人」、「あきたひめ」など女性をイメージしたものが目立ったとのことでした。

そこですばりお尋ねしますが、名称にこだわる私としては、自由公募よりは何かのインパクトのある名称から選んでもらい、そして名称から来るイメージを書いてもらうといった手法や、秋田の魅力発信をするイベント開催と同時に公募する手法、そして地元タレントの活用、例えばJAGグループのPRの際に好評であった壇蜜さんや、秋田の魅力発信編集長の佐々木希さん、そして食彩あきた応援大使の藤あや子さんや、生駒里奈さん、あきた音楽大使の高橋優さん、元豪風の押尾川親方、そして忘れてはいけません、ギバちゃんこと柳葉敏郎さんなど、秋田を代表する有名人にPRイベントや公募コマーションャルに一役買ってもらうことも考えてみてはどうでしょうか。どうせやるなら半端ない、日本一のブランド米を目指し、ありとあらゆる知恵を絞った取組をすべきと考えます。知事の御所見をお聞かせ願います。

以上で、私の代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

●議長(加藤鉦一議員) 県当局の答弁を求めます。

【知事(佐竹敬久君) 登壇】

●知事(佐竹敬久君) 渡部議員の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、幸福度ランキングから見た「幸福な田舎」と「高質な田舎」についてであります。

はじめに、このランキングを見た場合、本県において様々な課題はあ

るものの、決して悲観するものではなく、良い部分をさらに伸ばし、低位な部分においては、たゆまぬ努力を続けることにより、よりよい未来を目指すことができる可能性を大いに有していることと捉えております。

さて、私が思い描く「高質な田舎」のイメージは、県民一人一人が、美しい自然や多様な文化に満ちた郷土秋田に誇りを抱き、イノベーショナルや時代の変化を受け入れる豊かで開かれた感性を持って、秋田県人としての矜持を胸に、地域のために自発的・積極的に行動する社会であります。

幸福度ランキングは、様々な指標から全国一律に客観的に格付したものでありますが、私の目指す「高質な田舎」は、どちらかといえば今ある現状を客観的に捉える「田舎の幸福」に加え、様々な先進的取組や前向きな意識での活動を加味しながら、よりよい地域社会を能動的に目指すものであり、若干意味合いが異なっております。一方で、例えば地域産業の創出や女性の活躍促進、自殺死亡率の改善など、幸福度ランキングから見えてくる諸課題の多くは、第三期ふるさと秋田県民気創造プランにおいても重点的に取り組むことにしているものであり、三期プランの推進は、幸福度の評価とも関連するものであります。

来年度は、秋田の未来への投資として、「稼ぐ力」、「人」、「健康・安全・安心」の三つの視点から予算を重点配分し、三期プランをさらに加速していくこととしており、こうした取組を通じて本県の諸課題を克服し、秋田の将来像としての「高質な田舎」の実現に近づくことが、幸福度の向上にもプラスになるものと考えております。

次に、次の任期と政治手腕でございます。

まず四期目でございます。

来年度は今任期の最終年度に当たり、総仕上げの年でありますので、まずは産業構造の高度化や人口減少問題をはじめとする県政の諸課題に対し、これまでと同様、全力で取り組んでまいり所存であります。

このような中で、突発的に新型コロナウイルス感染症の問題も発生し、

当面、緊急に対応しなければならぬ状況となっており、また、これまでの県政運営に対する県民の評価をしっかりと見極める必要があることから、現時点においては、「そこまで考えが及ばない」というのが偽らざる正直な気持ちでございます。

三期十二年の成果でございますが、県勢の発展は、産業経済活動の活性化が基本になるとの考えのもと、本県が有する有形無形の資源を最大限活用し、様々な切り口から秋田の元氣創造に必要な施策・事業を展開してきたところであります。

これまでの取組により、輸送機産業の集積や農業の複合型生産構造への転換、洋上風力発電の本格的な事業化などが着々と進み、産業振興の面では一定の成果が現れてきております。また、高速道路のミッシングリンク解消や一般道・河川・港湾の機能強化、ほ場整備など、社会経済活動や県民の安全・安心な暮らしを支えるインフラ整備についても、国へのきめ細かな要望活動等を通じて、従前の水準からは進捗度合いが格段に向上しているところであります。こうした状況は、グローバル化やニーズの高度化・多様化など時代が大きく変化する中であって、本県が進むべき方向を冷静に展望し、粘り強く取組を進めてきた結果、もたらされたものと考えております。一方で、人口減少問題の克服については、雇用環境の改善や全国トップレベルの子育て環境の整備、幅広い移住対策などにより直近の社会減は縮小したものの、自然減は依然として拡大しており、今後あらゆる施策を総動員して着実に取り組んでいかなければならないものであります。

今任期の総仕上げとなります新年度は、これまでの成果を土台にしつつ、新たな目標に向けたチャレンジを加速するため、未来への投資として、「稼ぐ力」、「人」、「健康・安全・安心」の三つの視点から予算を重点配分したところであり、IoTなどの先進技術の導入や関係人口の創出、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした誘客などの視点も取り入れながら、県民が実感できる確かな成果を積み上げ、県勢の

さらなる躍進を目指す一年にしてまいります。

次に、住宅リフォーム推進事業でございます。

本事業は、私有財産に対する経済援助に当たることから、行政通則に照らして慎重であるべきですが、リーマンショック後の緊急的な経済対策として、県単独事業で例外的に行ってきたものであり、これまで県が行ってきた一般世帯への支援実績は、利用戸数が約八万六千戸、補助金の総額は約百七億円に上り、本県経済の下支えや活性化に一定の役割を果たしてきたものと認識しております。一方、県内の有効求人倍率が高止まりするなど、十年前とは異なる経済状況を踏まえ、昨年度からは、事業目的を「経済対策」から「政策目的型」へと転換し、軸足を子育て世帯等に対する支援へとシフトすることにより、三期プランの重点戦略に基づく取組を推進してきたところであります。

県財政が大変厳しい状況においても、県政の最重要課題である人口減少対策に資する取組を強化するため、一層の選択と集中の観点から、来年度は、子育て世帯に加え、県外からの移住・定住世帯への支援を拡充してまいります。

次に、イージス・アショアでございます。

イージス・アショアの必要性については、賛否両論、様々な意見が寄せられておりますが、昨年五月に防衛省から示されました調査結果の説明資料に誤りがあったことなどを契機として、地域住民を中心に多くの県民が、住宅地に近い新屋演習場への配備は無理があるのではないかという思いを抱えているものと考えており、私自身も同じ考えであります。

このような中で、防衛省においては、配備候補地についての調査を完全なゼロベースで行うとしていくことから、論理的には新屋演習場について一旦白紙に戻ったものと受け止めており、河野防衛大臣との面会の際には、あえて「新屋演習場への配備撤回」という言葉は使わなかったものであります。河野大臣に対しては、ゼロベースでの検討の結果、再び配備候補地に新屋が選定されることのないよう、新屋演習場がいかに

住宅地に近いかを理解していただくため、詳細な検討が行われる前の現地視察を申し入れました。また、イージス・アショアについては、一般的な技術論として、戦略的・戦術的に、より効果の高い形で配備すべきであり、装備運用上の制約が多い住宅密集地から可能な限り離す必要があることなど、私の考えも併せて伝えたいところであります。

なお、防衛省から、新屋演習場以外の特定の候補地に関する検討を伝えられたという事実はございませんが、どこに配備するべきかも含め、イージス・アショアについて、引き続き、国において十分かつ慎重な検討を行っていただきたいと考えております。

次に、人口減少対策でございます。

あきた未来創造部設置の成果と課題でございますが、高齢者比率が極めて高い本県の人口構造のもとでは、若者や女性の県外流出に歯止めをかけることが第一に取り組むべき課題であるとの認識から、移住・定住の促進、結婚・出産・子育てに希望を持てる社会や安全・安心な地域づくりに取り組んでまいりました。

これまで、県では、社会減対策として、県外大学との就職支援協定の締結や東京事務所への学生就活サポーターの配置、高校生・大学生と県内企業とのマッチング機会の充実、保護者への情報発信の強化等により、高校生の県内就職希望率が上昇したことに加え、社会減の減少幅の縮小が見られるなど、各種取組が徐々に功を奏しつつあるものと考えております。また、地域活力の維持・確保としては、新たな生活圏の形成に向けた動きや、地域交通や買い物など生活サービス機能の維持に向けた住民主体の協働の取組等が形となって現れてきております。一方で、自然減対策としては、少子化の抑制という点では、いまだ十分な効果が現れていない状況にあるものの、あきた結婚支援センターを核とした独身男女のマッチング支援や保育料助成等の子育て世帯への経済的支援など、様々な対策にきめ細かく取り組んでいるところがございます。

こうした成果や課題を踏まえつつ、新たにスタートする第二期あきた

未来総合戦略を着実に推進するため、あきた未来創造部は、庁内各部・地域振興局はもとより、市町村や民間企業、関係団体等とも密接に連携しながら、現場の課題に真摯に向き合い、その解決に向け実効性の高い施策・事業に取り組むことで、豊かな秋田の創生につなげてまいります。

次に、県内就職の促進と移住・定住の拡充でございます。

まず、地域おこし協力隊の県内定着でございますが、県では、隊員と市町村職員が共に学ぶ研修会を開催し、退任後のライフプランを早期に意識することの重要性や、就農・起業のノウハウ等を学ぶ機会を提供するとともに、市町村に対して退任後の定住にも配慮した運用を促すなど、定住促進に努めてきたところであります。

今回発表された制度開始からの累計の定住率では低位であるものの、昨年度の退任者の定住率は八割を超えるなど、定住実数は近年着実に増えてきており、隊員のさらなる定住促進に向けて、今後は、隊員同士の交流の希薄さや、隊員自身の就業に向けた研究の不足などの課題に対応していくこととしております。このため、隊員経験者のネットワーク組織を早々に立ち上げ、市町村とともに、隊員の孤立化を防ぐ相談サポートや起業支援、市町村の枠を越えた企業情報の提供等の就業支援を強化していくほか、人材不足に悩む地域が、隊員など県内外の若者を地域づくり人材として雇用する「特定地域づくり事業」の活用等も検討してまいります。

次に、成長産業における県内就職でございます。

県では、輸送機産業や情報関連産業など成長分野の企業誘致を進めるとともに、県内企業の参入を促進してきた結果、大手自動車メーカーの一次サプライヤーや大手ソフトウェア会社等の進出などにより、これらの分野における新規雇用創出数は増加傾向にあり、平成三十年度は三百六十七名となっております。今後も、航空機システム電動化の研究開発や、大型洋上風力発電の実現に向けた動きなどが見込まれ、関連産業の創出・集積により、成長分野における雇用の拡大が進むものと考えてい

るところであります。

一方で、伝統的工芸品や酒造業など地場産業におけるデザイン開発や海外展開に向けた支援のほか、IT企業をはじめ、新技術や新商品の開発などに前向きに取り組む企業への積極的なバックアップにより、地元中小企業に対する若者の関心が高まるなど、着実にその成果が見えてきております。若者の県内就職を進める上では、地元中小企業において経営体質の強化や魅力ある職場づくりも必要となってくることから、地域経済を牽引する中核企業の創出や、小規模企業の協業化など連携の促進、商業・サービス業の振興等に取り組むとともに、働き方改革を推進し、職場環境の整備を進めてまいります。

次に、奨学金返還助成制度の見直しでございます。

本制度は、国が進める「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進」に対応して創設したもので、本県経済の牽引役となる成長産業分野を担う高度人材を確保するため、理系学部等卒業者の県内就職を促すインセンティブとして、奨学金の返還に対し、一定額の助成を行っております。これに加え、厳しい財政状況の中にあっても、一層充実した制度とするため、県独自の制度として、分野や業種、正規・非正規の採用形態を限定せず、県内企業への就職者全般を対象を広げ、返還額の三分の二相当額を助成するなど、全国トップレベルの手厚い支援を実施しており、年間五百人以上に助成してきております。

今後も、利用者の拡大に向け、学生や保護者等に対するPRを強化するとともに、制度の拡充等については、国制度との関連もあることから、財政支援措置について、国へ働きかけてまいります。

次に、地方創生と農学部誘致でございます。

まず、関係人口でございます。

国の第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、関係人口の創出は、地域との多様な交流や活性化を図るための重要な取組方針となっており、第二期あきた未来総合戦略においても、本県への新しい人

の流れづくりとして、重点プロジェクトに位置づけるなど、オール秋田で推進することにしております。

関係人口には、ふるさと納税や本県のPRなど、県外に居ながら貢献できるものから、祭りやイベントの運営など直接現地で活動するもので、多様なケースがありますが、地域における様々な活動の担い手不足が極めて顕著なことから、本県を訪れ関わりを深めていただく取組を重点的に進めたいと考えております。例えば、特定の地域で行っております古民家や廃校の再生などの活動を横展開するエリア拡大の取組や、観光での訪問を契機に地域づくり活動への参画を促すといった、関係性を深める取組などについて検討してまいります。こうした施策の推進により、様々な分野における地域との関わりの中で縁が生まれ、移住・定住への発展や産業分野への参画の可能性も見込まれるものと考えております。

東京一極集中の是正については、地方の努力のみでは解決が困難なことから、国が強い覚悟と責任を持って取り組むべき課題であると認識しており、引き続き、国に対して、地方への産業再配置や地方大学の振興、地方税制度を含めた実情に応じた地方創生の取組支援など、地方への人の流れを促す施策の充実を強く求めています。

次に、農学部誘致に向けた取組でございます。

現在、国では、少子化に伴う大学進学者数の減少や超スマート社会の到来などを見据え、大学再編を目指す方向にあり、また、私立大学では経営健全化に向け、キャンパスの集約化を進めている状況において、新たに学部を誘致することは、巨額な地元の財政負担という面から見ても、現実的なハードルは極めて高いものと認識しているところであります。

こうした中、若者の農業への参入に向けて、県ではICTやロボット技術を活用したスマート農業の実証・普及に取り組んでいるところであり、秋田県立大学が設置を計画している「次世代農工連携拠点センター（仮称）」についても、関係機関や団体などと共に検討を進めておりま

す。センターは、スマート農業に関する研究や研修、技術導入支援などを通じて、本県農業の将来を担う人材を育成する拠点としての役割が期待されております。

いずれにしても、県内大学の実力が向上しつつある中であっては、まずは今ある県内大学の充実・強化を図っていくことが先決と考えております。

なお、大曲農業高校太田分校については、現在、教育委員会において、令和三年度から実施する第七次秋田県高等学校総合整備計画の後期計画の策定を進める中で、そのあり方を慎重に検討しているところであります。

次に、農業政策でございます。

まず、今後の取組でございますが、国際通商協定の発効や技術革新の進展など、農業を取り巻く情勢が大きく変化する中、本県農業が持続的に発展していくためには、米の生産効率を高めつつ、収益性の高い複合型生産構造への転換を進めるこれまでの取組に加え、先端技術への対応や海外市場の開拓など、新たな観点からの施策を大胆かつ柔軟に講じていく必要があります。このため、県としましては、農林基金による独自の施策を積極的に展開しますとともに、今般の補正予算を含め、国の事業をフルに活用しながら、農家の取組意欲を喚起し、その実践を後押ししてまいります。

具体的には、農林水産ビジョンに基づき、担い手への農地集積やメガ団地の整備など、構造改革の取組を強化するとともに、ほ場整備と併せたスマート農業の普及や、秋田牛のルートを生かした県産品の輸出拡大を図るなど、新たな施策にも重点的に取り組むこととしております。また、基幹作物である米については、令和四年度に本格デビューを予定してございます新品種をフラッグシップとして、多様なニーズにしっかりと応えながら、競争力を高め、消費量が減少する中にあっても、国内シェアの拡大を図ってまいります。

なお、ほ場整備等の公共事業については、豪雨被害等に伴う災害復旧工事がおおむね完了し、受注環境が改善していることに加え、技術者不足にも対応できるよう、ロットの大型化や複数工種の一体化など、発注方法を工夫しながら進めているところであり、引き続き、建設業協会等と情報を交換し、円滑な事業推進に努めてまいります。

次に、JA秋田おぼこについてでございます。

米の不適切な会計処理に端を発した一連の問題が発覚して以降、県では、職員を派遣し経営改善計画の策定についてアドバイスをを行ったほか、派遣終了後も、毎月開催してございます「実績検討会議」に出席するなど、計画の進捗状況や課題を把握しながら指導しているところであります。計画の初年である昨年度は、人件費をはじめとする管理経費の大幅削減等により、計画を上回る黒字が計上されたところであり、今年度も米の集荷・販売活動の強化などにより、計画を上回る黒字が確実視され、経営改善の一つの目安とされる自己資本比率八％は確保できる見込みでございます。

このように、経営改善に一定の成果は見られますものの、未収金の回収をはじめ、不採算部門の解消や来年度から実施されます支店の統廃合など、乗り越えるべき様々な課題があることから、まずは役職員が一丸となり、組合員の理解を得ながら、改善計画の目標達成に向け、しっかりと努力していただきたいと考えております。

県としましては、農協中央会等の関係団体と連携しながら、計画を着実に遂行できますよう指導を継続するとともに、米や園芸作物等の生産振興を通じて、農家はもとより、JAとしての収益力向上をサポートしてまいります。

次に、新ブランド米の名称でございます。

全国的にブランド米が続々と誕生する中、新品種が高級米市場における厳しい競争を勝ち抜き、トップブランドになるためには、食味の良さはもとより、名称が放つイメージも重要でございます。

ネーミングについては、コピーライターが制作した候補から絞り込む方法もありますが、秋田米新品種ブランド化戦略本部においては、名称決定プロセス自体をプロモーションとして捉え、全国から募集する方が効果的と判断したところであり、最終的には、名称について専門家がアレンジすることも想定しております。

また、公募に当たっては、新品種にふさわしい名称を募るため、商品コンセプトや食味特性をしっかりと伝える一方、子供からお年寄りまで全国各地から応募できるように、あえて「秋田らしさ」などの要件は付さずに行いたいと考えております。その上で、マスメディアやSNSを通じて広く情報発信するとともに、県内と大都市圏での試食イベントの実施や、米にこだわりのある消費者を顧客とする全国の米穀専門店へのサンプル米の大量配付などにより、公募をPRするほか、名称決定後は、米産県秋田が自信を持って送り出す新品種であることを、様々なチャネルから幅広く周知してまいります。

議員御提案の県出身著名人の活用については、口コミやによるSNSによる公募のPRのほか、名称決定後のプロモーション等に協力していただくことを想定しているところであり、具体的な内容について検討しているところでございます。

以上でございます。

●二十九番（渡部英治議員） もう二点ほど、コンパクトに質問します。まず一点は住宅リフォームです。知事からの先ほどの答弁、説明そのものに理解はしますが、一点だけ、新たな活性化事業としての立ち上げについては、全く余地がないような答弁に聞こえましたが、そうなのか。それがまず一点であります。

もう一点はイー・ジェス・アシオアであります。民意ということを私聞きましたが、世論と言ってもいいと思います。先ほどの知事の答弁の中で、全く同感だという返事をしたと受け止めました。ただ、撤回を申し入れるべきではないかということは、撤回と同じような意味合いを持ってい

るという答弁にも聞こえたのですが、それを確認したいと思います。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） まず、住宅リフォームについては、答弁したとおり、実は、地域活性化基金は約百数億円あったのですが、これを全部使い、底をつけておりますので、今のところ、一般枠で大幅な予算をこれに充てるというところは、非常に苦しい状況です。また、あの種のもは、一件一件は非常に少額な補助ですので、むしろ今、定住、あるいは少子化対策といったものを手厚くするため、一般枠を減じたということですから、地域活性化事業としてどういう取組があるのか。一般枠として広くやるという考え方は、今、ございません。ただ、住宅関係で地域活性化に結びつくような、網羅的でない政策、目的型のものがあれば、これはまた別に考える必要があると思います。ただ、今までのように、どちらかというところ、広く、ばらまきのようなものについては、本来好ましくないですから、やるつもりはございません。ただ、秋田の木材の活用など住宅産業の活性化につながるようなものがあれば、検討は必要であると思っております。

あと、イー・ジェス・アシオアについては、実際、論理上白紙ですから、新屋は一回撤回になったという意味合いで捉えております。ただ、いざれにしても油断できませんので、そういう意味で、新屋がいかに近いか。少なくとも、次は新屋を選ぶことはないだろうという意味で、様々な面から大臣にお話をしていきます。だから現場をまずは見てもらいたい。いかに無理があるかということ、言っています。まずは新屋はなくしてくださいと同じ意味です。

●議長（加藤鉦一議員） 二十九番渡部議員の質問は終わりました。

委員会では議案審査を行うため、暫時休憩いたします。

午後二時十五分休憩

午後四時四十五分再開

一 番	出 席 議 員	四十二名	松田豊臣
二 番	小野一彦	宇佐見康人	
三 番	鳥井修	児玉政明	
四 番	住谷達	鈴木真実	
五 番	小山緑郎	加賀屋千鶴子	
六 番	薄井清彦	佐々木雄太	
七 番	吉方清彦	佐藤信喜	
八 番	鈴木健太	佐藤正一郎	
九 番	今川雄策	鈴木雄大	
十 番	加藤麻里	佐藤正晃	
十一番	三浦茂人	小原正晃	
十二番	沼谷純	高橋武浩	
十三番	佐藤雄孝	北林丈正	
十四番	竹下博英	石川ひとみ	
十五番	東海林洋	渡部英治	
十六番	原幸子	工藤嘉範	
十七番	近藤健一郎	加藤 鉦一	
十八番	佐藤賢一郎	小松隆明	
十九番	石田寛	三浦英一	
二十番	土谷勝悦	柴田正敏	
二十一番	川口一	鶴田有司	
二十二番	鈴木洋一	北林康司	

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（加藤鉦一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 その二（朗読省略）

一、二月二十日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一〇九号

一、二月二十日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一一〇号

(3) 同 第一一二号

一、二月二十日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一一三号

(3) 同 第一一五号

●議長（加藤鉦一議員） 日程第二、議案第九号から日程第八、議案第

百十五号までの議案七件を一括議題といたします。

関係委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めま

す。

【三十九番（予算特別委員長柴田正敏議員）登壇】
 ●予算特別委員長（柴田正敏議員） たいま議題となりました案件につ

いて、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。
 本委員会において審査した案件は、議案第九号令和元年度秋田県一

般会計補正予算（第六号）であります。
 今回の一般会計補正予算は、二百七十九億六千八百八十万円の増額であ
 り、これにより予算総額は、六千五百五十九億四千二百三十三万円となりま

今回の補正予算は、国の補正予算に対応した農林水産業の競争力強化や県立学校のICT環境整備を進める取組等のほか、公共事業について計上されております。

審査に当たっては、まず、当局から説明を聞き、各分科会において、それぞれ質疑を行いました。

その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「e-AKITA ICT学び推進プラン事業」について、質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「障害者県地域生活支援事業」について、質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「メガ団地等大規模園芸拠点育成事業」などについて、質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「鉄道軌道輸送対策事業」について、質疑がありました。

また、建設分科会では、「都市公園安全安心事業」などについて、質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「e-AKITA ICT学び推進プラン事業」について、質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第九号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【十五番（農林水産委員長佐藤信喜議員）登壇】

●農林水産委員長（佐藤信喜議員） ただいま議題となりました、議案第百十号、議案第百十一号及び議案第百十二号、以上三件について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百十号、議案第百十一号及び議案第百十二号、以上三件は、事業費の増に伴い、関係市町村の負担額を変更

しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第百十号外二件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 建設委員長の報告を求めます。

【十六番（建設委員長今川雄策議員）登壇】

●建設委員長（今川雄策議員） ただいま議題となりました、議案第百十三号、議案第百十四号及び議案第百十五号、以上三件について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百十三号から議案第百十五号までの三件は、事業費の増に伴い、関係市町村の負担額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第百十三号外二件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（加藤鉦一議員） 以上で関係委員長の報告は終わりました。

関係委員長に対する質疑を行います。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 質疑はないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。上程の議案七件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（加藤鉦一議員） 御異議ないものと認めます。議案第百九号、議案第百十号、議案第百十一号、議案第百十二号、議案第百十三号、議案第百十四号及び議案第百十五号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
午後四時五十二分散会

